
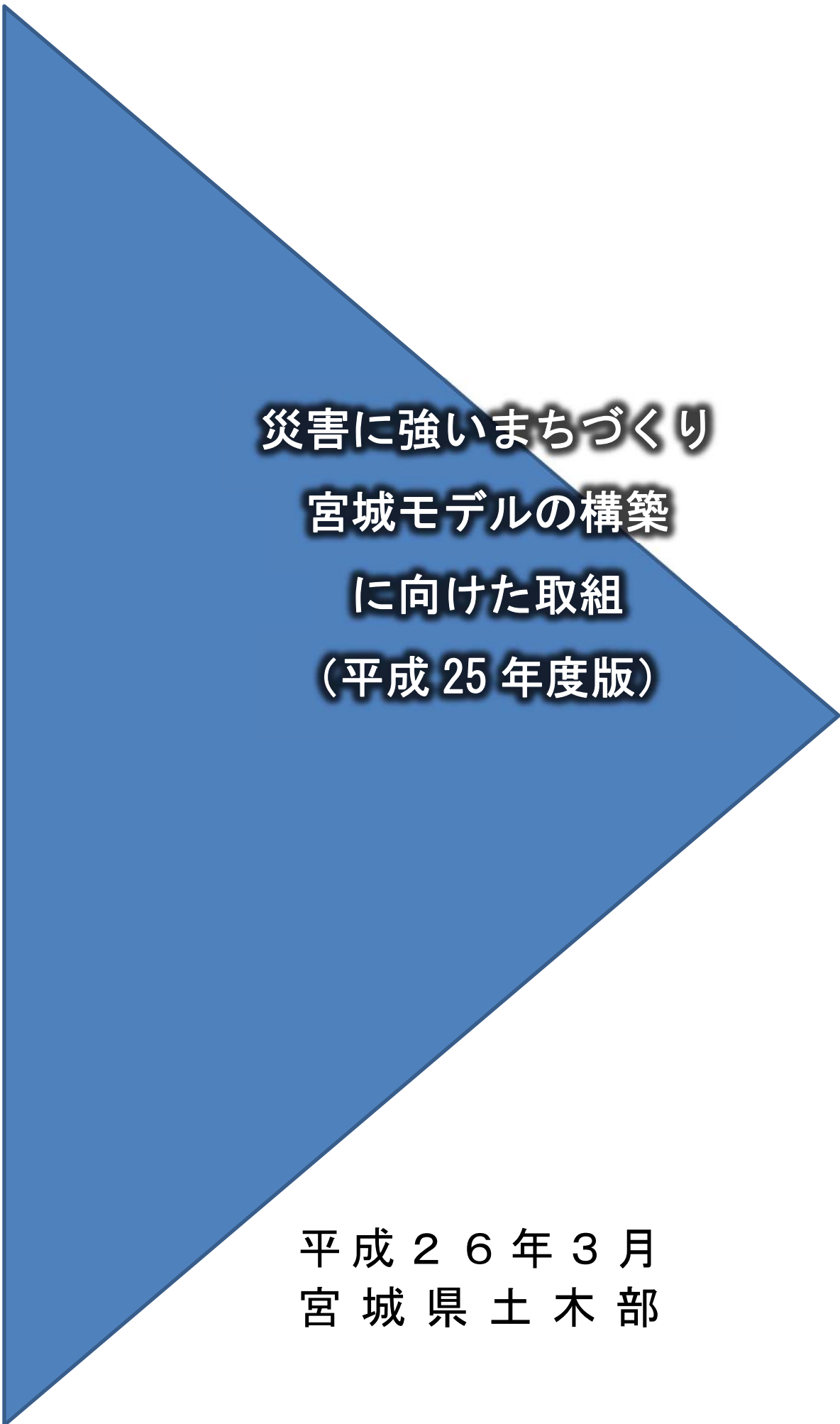


## 第6章



### 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

(空白)



**災害に強いまちづくり  
宮城モデルの構築  
に向けた取組  
(平成25年度版)**

平成26年3月  
宮城県土木部

---

## 目 次

<b>1. 災害に強いまちづくり宮城モデル構築に向けた取組の役割と位置づけ</b> .....	<b>1</b>
(1) 策定の主旨 .....	1
(2) 宮城県震災復興計画との関係.....	1
(3) 宮城県社会資本再生・復興計画との関係 .....	2
(4) その他の個別計画 .....	2
(5) 災害に強いまちづくり宮城モデル構築推進委員会 .....	3
<b>2. 震災からの教訓</b> .....	<b>4</b>
(1) 東日本大震災の被災状況.....	4
(2) 東日本大震災の教訓 .....	5
(3) 東日本大震災からの復旧・復興を進めていく上での課題 .....	11
(4) 過去の津波被害の際にとられた被災後の措置 .....	12
(5) 東日本大震災の教訓や復旧・復興の課題を踏まえた必要な取組 .....	13
<b>3. 災害に強いまちづくり宮城モデルについて</b> .....	<b>14</b>
(1) 津波対策としての防潮堤や多重防御施設等の整備 .....	15
(2) 復興まちづくり事業の推進.....	28
(3) 復興住宅の整備 .....	33
(4) 命の道となる防災道路ネットワークの整備.....	38
(5) 物流・交流基盤の強化 .....	40
(6) 復旧・復興事業の施工確保に向けた取組 .....	42
<b>4. 復興まちづくりプロセスへの宮城モデルの考え方の適用</b> .....	<b>46</b>
(1) 仙台湾南部平野のような低平地の場合.....	50
(2) 三陸地域などのように高台移転などを伴う場合.....	51
(3) 東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備への適用.....	52

# 1. 災害に強いまちづくり宮城モデル構築に向けた取組の役割と位置づけ

## (1) 策定の主旨

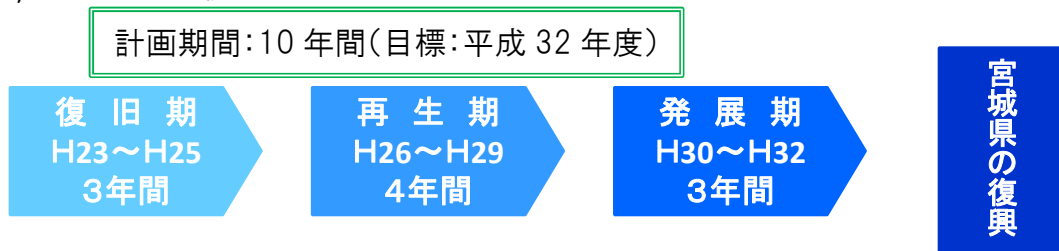
東日本大震災の教訓を踏まえ、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町の復旧・復興を進めていくために、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策を沿岸防災の観点から進めているところです。住民の合意形成を図り、復旧・復興を進めていくためには、まちづくりのプロセスを取りまとめ、「災害に強いまちづくり宮城モデル構築に向けた取組」（以下、「取組」とします。）として広く周知を図ることで、県民に将来の復興の姿を示していく必要があると考えています。

そこで、今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の復興のポイントの一つになっている「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を実践し、今回の大震災を踏まえた新しい視点でのまちづくりのあり方を提唱します。

また、今後の防災対策として、国を始め、日本全国の都道府県及び市町村などの各地方公共団体の防災対策へ活用できるよう東日本大震災からの復興の道筋を後世に伝えていきます。

## (2) 宮城県震災復興計画との関係

県は、平成23年10月に今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定しました。復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定め、その計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分しています。特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつけるものです。



単なる復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行っていく必要があるため、以下の10項目を復興の推進ポイントとし、その実現に向けて国へ提案・要望するとともに、県民や市町村と一体となった取組を推進します。

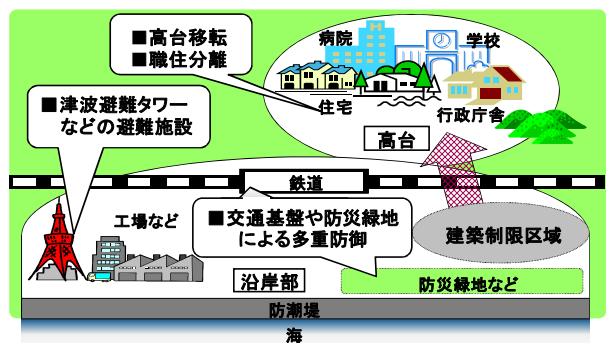
宮城県震災復興計画における復興のポイントの一つ目に「**災害に強いまちづくり宮城モデルの構築**」が掲げられ、これは高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から震災教訓を活かした災害に強いまちづくりを進めていくものです。

本取組は、この復興のポイント1の実現に向けて、具体的な取組内容を取りまとめたものです。

### ■復興のポイント

- 1 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築
- 2 水産県みやぎの復興
- 3 先進的な農林業の構築
- 4 ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」
- 5 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生
- 6 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築
- 7 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
- 8 災害に強い県土・国土づくりの推進
- 9 未来を担う人材の育成
- 10 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

### 【高台移転・職住分離・多重防御のイメージ】

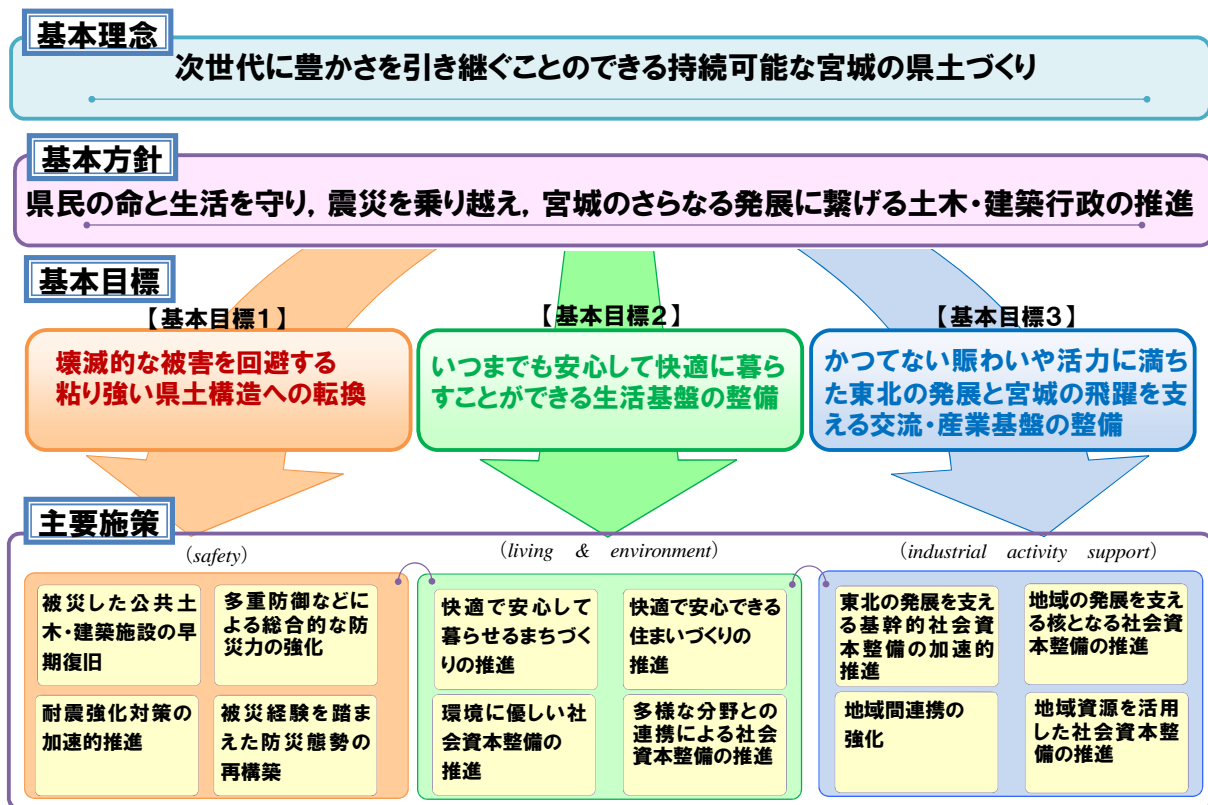


### (3) 宮城県社会資本再生・復興計画との関係

土木部では、「宮城県震災復興計画」の部門別計画として、「宮城県社会資本再生・復興計画」を平成 23 年 10 月に策定しました。この計画は、未曾有の大震災、大津波の教訓を踏まえて、大震災からの復興に向けた土木・建築行政の基本理念をはじめ、今後 10 箇年の主要施策や行動計画等を盛り込み、新しい視点での社会資本のあり方を提示したものです。

「宮城県社会資本再生・復興計画」では、従来計画よりも豊かさや安全・安心を実感できる復興として、基本目標 1 として「壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換」を掲げ、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を推進することとしています。

本取組はその具体的な取組内容を取りまとめたものです。



### (4) その他の個別計画

#### 【宮城県復興住宅計画】

土木部では、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県社会資本再生・復興計画」に基づき、住宅分野における取組をまとめ、被災した方々に対して、復興に向けて、快適で安心できる良好な居住空間を備えた恒久的な住宅を、早期かつ円滑に整備し、今後の生活への展望が持てるように「宮城県復興住宅計画」を平成 23 年 12 月に策定しました。(平成 24 年 4 月 4 日改訂)

#### ● 基本理念

「人命を守る」ことを最優先に、被災者の生活や地域を再生、再構築し、市町村のまちづくり計画と連動し、安全性が確保され、安心して暮らせる環境と持続性をもった魅力ある住まいづくりを推進します。

---

●復興住宅に対する施策・取組について

今後、整備が必要と見込まれる 72,000 戸の住宅整備を推進します。

①応急的な住宅への支援

関係機関と連携しながら、各種助成制度の情報提供や入居者へのケア等の支援を継続的に行い、仮設住宅から恒久的な住宅への移行を支援します。

②自力再建への支援

国の取組や施策を活用し、個人の自力再建に向けて適切な支援を行います。

③公的住宅の供給促進

自ら住宅を確保することが困難な方に対して、災害公営住宅を中心として、良質で低廉な家賃の公的賃貸住宅を早期に供給を図ります。

●災害公営住宅等の整備

①整備期間：平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間

②整備戸数：約 15,000 戸（県における建設支援：約 5,000 戸 内 1,000 戸程度を県営住宅）

---

## (5) 災害に強いまちづくり宮城モデル構築推進委員会

---

土木部では、東日本大震災により大きな被害を受けた沿岸地域における災害に強いまちづくりの実現に向けて、被災市町や部内関係課（室）等の取組状況及び懸案事項などについて、相互に問題意識を共有し、スピード感をもって復旧・復興事業に取り組むため、「災害に強いまちづくり宮城モデル構築推進委員会」を平成 24 年 4 月に設置しました。

委員会では、以下の 7 つの事項に対して協議、調整及び情報共有を進めていきます。委員会での議論の結果を踏まえ、宮城県震災復興計画や宮城県社会資本再生・復興計画に基づく「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築を図り、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進していきます。

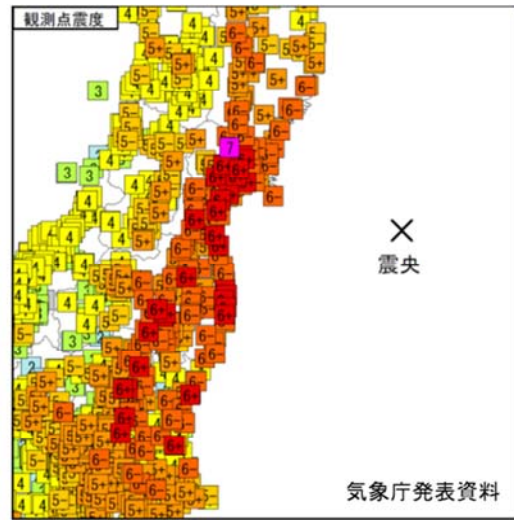
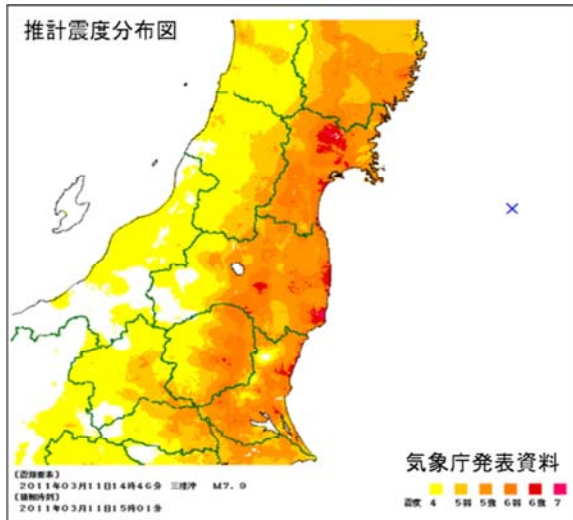
- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防潮堤等の沿岸防災施設及び復興まちづくりに関連する災害復旧事業について</li><li>② 防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業等の制度及び執行等に係る市町支援について</li><li>③ 復興まちづくり事業に関する各種法律等の運用について</li><li>④ 多重防御施設等の津波減災施設の整備について</li><li>⑤ 復興まちづくりと連携した港湾及び空港の大津波等への防災対策について</li><li>⑥ 土地評価及び用地取得について</li><li>⑦ 災害公営住宅及び復興住宅の整備に係る市町の支援について</li></ul> |
|---|

この委員会の中での議論した内容や調整内容の結果を検討過程も含めて本取組で示します。

## 2. 震災からの教訓

### (1) 東日本大震災の被災状況

- 発生時刻：平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分
- 震源：三陸沖(牡鹿半島の東南東 約 130km 付近),Mw9.0,深さ約 24 k m(暫定値)
- 宮城県栗原市で震度 7,宮城県,福島県,茨城県,栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測  
(宮城県栗原市築館で 2,933gal,防災科学技術研究所資料より)
- 太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し,特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害



各施設の被害の概要は以下のとおりです。

#### ① 人的被害 (平成 26 年 3 月 10 日現在)

死者	10,477 人
直接死	9,594 人
関連死	883 人
行方不明者	1,282 人
重傷	502 人
軽傷	3,615 人

#### ④ ライフライン被害

県内における電気, 停電戸数はピーク時において 1,545,494 戸で発生し, 水道の給水支障は県内の 35 全市町村で発生しました。また, ガスの供給支障は都市ガスを含めて, 主に沿岸市町を中心に 13 市町で発生しました。

電気, 停電戸数 1,545,494 戸 (ピーク時)  
(平成 23 年 6 月 18 日復旧)

水道 給水支障 ピーク時 : 35 市町村  
ガス 供給支障 ピーク時 : 13 市町

#### ② 住家被害 (平成 26 年 3 月 10 日現在)

全壊	82,912 棟
半壊	155,085 棟
一部損壊	222,847 棟
床下浸水	7,796 棟
非住家被害	28,893 棟

#### ⑤ 各施設の被害額

<平成25年12月10日現在>			
交通関係	103 億円	道路	1,890 億円
ライフライン施設	1,865 億円	橋梁	594 億円
保健医療・福祉施設	510 億円	河川	2,480 億円
建築物 (住宅関係)	50,903 億円	海岸	797 億円
民間施設等	9,906 億円	砂防	8 億円
農林水産関係	12,952 億円	公園	217 億円
公共土木施設・交通基盤施設	12,568 億円	都市災	51 億円
文教施設	2,010 億円	港湾	1,088 億円
廃棄物処理・し尿処理施設	69 億円	下水道	3,717 億円
その他の公共施設等	773 億円	公営住宅	62 億円
合計	91,660 億円	空港関連施設	78 億円
		土木部所管施設	5 億円
		小計	10,987 億円
		国直轄分	1,457 億円
		NEXCO東日本	120 億円
		宮城県道路公社分	4 億円
		公共土木施設・	
		交通基盤施設	12,568 億円
		住宅関係	51,272 億円
		小計	63,840 億円

#### ③ 避難所・避難者数

県内の避難所は, 平成 23 年 12 月 30 日に全て閉鎖されましたが, ピーク時 (平成 23 年 3 月 14 日) における避難所と避難者数は下記のとおりです。

ピーク時 : 平成 23 年 3 月 14 日  
避難所 1,183 施設  
避難者数 320,885 人

【参考】応急仮設住宅入居状況 (平成 24 年 11 月 2 日現在)

プレハブ住宅分	50,791 人
民間賃貸借上住宅分	58,050 人

※四捨五入の関係で合計値が合わない可能性があります。



## (2) 東日本大震災の教訓

これまで、宮城県では多くの災害を経験し、被災を教訓として、より安全で安心な県民生活が営むことができるように、防災態勢の強化、防災関連施設の技術的な指針の見直しとともにより大きな外力に対しても耐えうる事が可能となる社会資本の整備及び防災意識の啓発のための取組を進めてきました。

今回の東日本大震災は、未曾有の大災害となり、今まで進めてきた防災対策に対して多くの課題が示されました。復旧・復興を進めていくためには、これらを教訓として、従来とは違った新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れて、単なる復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行っていく必要があります。

ここでは、「災害に強いまちづくり宮城モデル」を実践するために、東日本大震災から得られた教訓について示します。

### ①第一線の海岸堤防に過度に依存した津波防災対策からの脱却

#### 【東日本大震災でみられた大津波の被災事象】

- 仙台湾を襲った今回の大津波は、高潮や波浪を対象に計画高を決定した第一線の海岸堤防をはるかに超えて、内陸へ深く浸入しました。海岸線を越えて遡上した大津波は、地盤高の低い海岸線の松林を根こそぎ倒伏させ、構造物をことごとく破壊しました。
- さらに、陸に上った津波は、戻り流れとなり、破壊した家屋や港湾貨物などを次々に海へ流出させ、第1波の越流で破壊した海岸堤防をさらに陸側から破壊し、壊滅的な被害を与えました。
- 河川を遡上した津波は、地震動に耐えた河口付近の橋梁を波圧と揚圧力により落橋させました。また、リアス式海岸での大津波は、すさまじい破壊力で海岸沿いに密集した家屋はもとより、RC構造の業務ビルを基礎杭諸共に倒壊させ、防潮堤、水門、港湾及び漁港などの沿岸部の施設を壊滅的に破壊しました。
- 大津波の発生に伴い、流出した燃料に起因する火災は、被害を拡大させ、避難や救助を妨げました。道路は、がれきや大規模な浸水により通行が遮断され、電力の不通のため通信手段を失い、多くの避難所は、道路が啓開されるまでの数日間孤立し、避難者の安否さえ不明でした。地域医療を担う多くの病院が被災し、かろうじて津波を逃れて救護されたにもかかわらず、十分な手当を受けられずに落命する被災者も見られました。救援物資は届かず、必要な物資が不足し、運搬するための車両や燃料すら手配が困難でした。

#### 【東日本大震災の教訓】

- 仙台湾南部海岸のような低平地では、海岸堤防に加え、道路などの嵩上げや避難計画等を組み合わせた多重防御により、背後地を減災できるような施設配置が必要
- 三陸地域のようなリアス式海岸の地区では、多重防御が難しいため津波来襲時にも浸水しない高台に居住地を設置することが必要

### 【被災経験を踏まえた大津波対策の考え方】

- 四方を海に囲まれ人口や資産が沖積平野の低平地に集中している我が国は、日頃から大地震と大津波の脅威にさらされています。そのため、大津波による浸水が想定される地域では、発生頻度や被害想定の大きさに対応した防災対策を講じて、合理的な国土利用を図ることが求められます。
- 比較的発生頻度の高い津波に対しては、生命・財産の保護や経済活動の場を確保するため、一定程度の津波高を想定した海岸堤防の整備により、津波を防御しなければなりません。この場合の整備目的は、①人命を守る、②堤内の資産を守る、③安定した経済活動を確保すること等です。
- 第一線の海岸堤防を乗り越えるような大津波の場合には、津波が越流したとしても、壊滅的な被害とならないよう、安全で確実に避難できる避難路や避難施設を設置することに加え、適時適切に災害情報を提供することなどにより、命を守ることを最優先にして、危険を回避することが重要です。そのため、防災施設の機能が容易に滅失しない粘り強い構造にすることや各種施設等に一層の耐災性を具備することはもとより、土地利用計画による誘導を図るなど、様々な施策を組み合わせ、被害を最小限に抑えるような総合的な大津波対策を講じることが必要になります。この場合の整備目的は、①人命を守る、②経済的損失を軽減する、③二次災害を防止する、④早期に復旧して経済活動が再開できること等であるが、第一義的には、人命を守るということです。
- また、今回のような大規模な広域災害が発災した場合にも、社会経済活動が継続して行えるようにするためには、救援・救助や緊急物資の調達・配送などの緊急時の広域支援態勢を整えることに加え、食料などの生活関連物資や産業活動を支える原材料・エネルギー・製品等の供給をバックアップする体制の整備及び医療・福祉・教育等の相互補完体制の構築など、平時から社会システム全体で災害リスクを低減する方策を講じることが求められています。

### 【津波想定高さの見直し】

- 沿岸部の至る各所で「高いところへ逃げれば助かる」といった大津波からの避難するための伝承が残されていたにもかかわらず、避難が徹底されずに多くの犠牲者を出しました。施設では守り切れずに甚大な被害を被った今回の大震災では、防災対策上の想定を何処に置くべきなのか、多くの課題を提起しました。
- これまでの津波対策は、過去に発生した津波のうち、発生メカニズムや津波高など、科学的に立証できる事象を対象に、設計諸元を定め、海岸堤防などの防護施設を整備することが防災対策の主眼でありました。計画を超える大津波については、発生頻度の少ないものとして想定外として取り扱われ、防災計画上に位置づけられることはありませんでした。
- 今回の大震災は、一定の災害規模を想定して、その災害に対応できる防災体制を構築するという従来の手法に一石を投じました。これからは、最大クラスの大震災や大津波など、あらゆる大規模災害の発生の可能性をも考慮した防災態勢が必要です。このことは、国の中央防災会議の専門調査会においても、今後の地震や津波の想定の方針を抜本的に見直すこと、また、発生確率が低くても、歴史的に非常に大きな被害を生じたと考えられる地震を今後の防災対策に活かすとの考えが示されています。
- 中央防災会議の専門調査会の中間取りまとめを受け、これからの津波対策における想定津波高は、「比較的頻度の高い津波」（数十年から百数十年に一度程度発生する津波）と、「最大クラスの津波」の2段階に区分して取り扱うこととなります。
- そのため、複数の施設を配置した多重防御により、内陸枢要部における浸水深の低減を図るとともに、避難経路の確保や避難誘導対策を講じることにより、人命を確実に守り、資産への被害を可能な限り低減し、早期に経済活動が再開できるよう、県土の再構築を図ることが求められます。

- 
- また、今回の災害では、災害には上限がないことが明らかになりました。大津波には、まず「逃げる」ことを原則に、可能な限りの減災が図られるよう、被災を教訓に想定外の外力を見極め、様々な対策を組み合わせた総合的な防災対策へと再構築することが重要です。

#### 【東日本大震災の教訓】

- 比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対しては、沿岸防護施設で防護することが必要
- 最大クラスの津波（レベル2津波）に対しては、想定外の外力が作用しても破壊・倒壊しにくい施設構造とし、一定の機能を保持するか復旧の容易性を確保することが必要

### ②防災情報・避難行動の課題

#### 【想定浸水区域の周知と課題】

- 今回の災害では、地震発生直後の津波高さが想定の高さを大きく上回ったこと、大規模な停電により連絡通信手段が限定されたこと、自らが知りうる想定津波高と実際の津波高が大きくかけ離れ避難行動に移れなかったことなど、様々な課題を露呈しました。
- 発生頻度のまれな大災害では、自身の経験だけで災害時の避難行動を学ぶことは困難であり、過去の災害事象など史実に拠るところが大きく、防災情報の周知の重要性が再認識させられました。その上で、今回の大震災では、大規模災害時には、防災施設が整備されていても正常に機能しないばかりでなく、二次災害の発生により複合的に被災するおそれがあることなど、予め想定した災害対策だけでは対処が困難であり、確かな危険予知力と柔軟で臨機応変な避難行動力が求められることが明らかになりました。
- そのため、一定の災害を想定した施設整備や防災対策がなされていても、さらにその上に想定外の大災害があり得ることを念頭にいた避難行動がとれるような取組みの強化が求められます。

#### 【東日本大震災の教訓】

- 海岸堤防・津波浸水予測の限界を認識した上で、最大クラスの津波が発生した場合でも人命を守ることができる避難計画の策定や施設整備が必要

### ③被災経験の伝承と防災教育の重要性の再確認

#### 【教訓の伝承】

- 唐桑半島中部に位置する気仙沼市小鯖地区は、リアス式海岸の山が海に迫る狭い平地に集落が形成されており、明治三陸津波（1896年）と昭和三陸津波（1933年）で大きな被害を受けました。この地区では、宮城県沖地震への備えとして、4年前（2009年3月）に、いち早く高地移転を含む「津波に強いまちづくり計画」を策定しました。住居の移転は、個人単位では費用も時間も必要なため、住宅建替の時期を契機に移転を進める一方で、独自の避難マップの配布及び自治会、消防団やその他による自主防災の取組などの命を守る取組を進めてきました。
- 過去の教訓から地域を挙げた避難訓練を重ね、各地区の十数人ごとの班が機能し、トランシーバーを常備した各班の世話人が高齢者宅に声をかけながら避難誘導し、準備していた名簿で安否確認を行ったとのこと。こうした経験も教訓として高台移転の必要性とあわせてソフト対策の重要性も伝承していかなければなりません。

### 【東日本大震災の教訓】

- 防災啓発活動を通じた被災体験の確実な伝承

### 【継承されなかった宮城県独自の建築制限条例】

- 東日本大震災で沿岸部に甚大な津波被害を受けた宮城県に戦前、昭和三陸津波の教訓を生かした独自条例がありました。津波による浸水が予想される沿岸部の住宅建築を原則禁止するもので、「海嘯罹災地（かいしょうりさいち）建築取締規則」（昭和 8 年県令第 33 号）が、昭和三陸津波の発生から約 3 ヶ月後の 6 月 30 日に公布，施行されました。
- 建築基準法に基づき，地方公共団体が災害危険区域を指定し，建築を制限できるようになりましたが，沿岸部への住宅建築を避けようという，過去の規制に基づく考えは継承されませんでした。

### 【東日本大震災の教訓】

- 三陸地域のようなリアス式海岸の地区では，多重防御が難しいため津波来襲時にも浸水しない高台に居住地を設置することが必要

### 【防災教育の成果】

- 太平洋沿岸では，大津波により多くの尊い命が失われましたが，その中であって，釜石市内 14 の小中学校全校では，校内にいた児童生徒約 3 千人全員が無事に避難することができました。
- 県内各地においても，集落や地区ごとに津波伝承や教訓が残され，また，避難訓練や避難に必要な案内標識の設置に住民と行政が協働で取組，これに基づいた避難行動により，命が救われたケースも数多くあります。
- 津波に関して誤った認識を改め，正しい知識を身につけることが前提ではありますが，伝承や防災教育の継承は，防潮堤などの無い，常に自然の脅威にさらされていた時代から，施設整備がなされた現在に至っても，その必要性は全く変わらないことを今回の震災は示唆しています。集落や自治会などでの備えだけでなく，行政やNPO等による支援に加え，学校における防災教育など，様々な主体の参画・協働により，助かる命を救う努力が必要です。

### 【東日本大震災の教訓】

- 防災啓発活動を通じた被災体験の確実な伝承
- 次代を担う子供達への防災教育の推進

#### ④食料・エネルギー供給基地の被災に伴う県民生活の混乱

### 【震災の社会的影響】

- 今回の震災では，電気・水道・ガス・通信などのライフラインが寸断され，道路や港湾などの広域物流網も大きな被災を受け，応急復旧が完了するまでの間は，各種の物資輸送が著しく滞りました。そのため，直接津波被

害を受けなかった内陸部を含め、食料や燃料が長い期間にわたって供給不足となり、日常生活への支障はもとより、地域の産業経済活動の停滞をもたらしました。特に、東北随一のエネルギーの製造・輸送基地である仙台塩釜港（仙台港区）は、大津波により壊滅的な被害を受け、宮城県のみならず我が国全土の生活、産業に甚大な打撃をもたらしました。

- こうした事象を踏まえると、これまで以上にエネルギー基地が集中する沿岸域では、防災機能を向上させるとともに、内陸や日本海沿岸地域などの他のエネルギー基地との災害時の相互補完機能の充実を図らなければなりません。

#### 【東日本大震災の教訓】

- 命の道となる三陸縦貫自動車道をはじめとする沿岸道路ネットワークの強化や東西広域連携軸の強化が必要
- 沿岸の半島部や離島などについて、災害時における孤立集落の解消などのために災害に強い道路の整備が必要
- 東北を支える国際物流拠点、エネルギーの供給拠点として、東北地方全体の産業・物流を支えてきた港湾施設の防災機能強化が必要

#### ⑤復興まちづくり事業への支援

##### 【市町が進める復興まちづくり事業】

- 復興まちづくり関連事業は、阪神大震災の規模をも大きく越える先例のない規模となっています。沿岸部の被災市町において復興計画が策定されており、現在、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などの個別事業の実施が実施され、多くの地区で工事着手しており、早い地区では、平成 25 年度に工事に着手しています。県内では、34 地区の土地区画整理事業、194 地区の防災集団移転促進事業を予定しています。
- これまでに、復興まちづくり事業に関する制度改正が行われてきており、市町の財政負担等の軽減が図られてきています。事業の推進には、地域住民との合意形成が重要であるが、市町のマンパワー不足やまちづくりのノウハウ不足のため、時間を要しています。
- また、復興まちづくり事業を進めて行くために、県に対し、技術的サポート体制、人的支援、事業進捗により発生してくる課題に対する支援などが求められています。

#### 【復旧・復興を進めていく上での課題】

- 早期の住宅再建を図るために速やかな住民合意の形成による事業着手が必要
- 復興事業を円滑に実施し、適正な市街地形成を図るためには、事業者間の調整等が必要
- 市町のマンパワー不足やノウハウ不足を補うため、派遣職員等の確保や地域の実情を踏まえた多様な発注方式など、事業執行体制の確保が必要

---

⑥被災者の居住の安定確保

【災害公営住宅の整備と自力再建への支援】

- 地震や津波被害により、多くの住宅が流出・全半壊となったことから、絶対的な住宅不足の状況にあり、被災者のニーズに対応した早期の住宅確保が求められています。
- 津波による甚大な被害が発生し、市町の行政機能の低下やマンパワー不足が深刻なことから、復興住宅計画の策定や公的住宅整備に向けた体制の整備が必要となります。

**【復旧・復興を進めていく上での課題】**

- 新たな住宅ローンを組んで住宅再建する場合に負担増となるため、生活再建の支援が必要
- 災害公営住宅の早期完成のため、災害公営住宅用地の早期確保が必要
- 市町における建築技術系職員等の不足の解消が必要

### (3) 東日本大震災からの復旧・復興を進めていく上での課題

震災からの復旧・復興を進めていく上で、従来の手法では様々な制約が生じてきました。復旧・復興事業を効率よくかつ早期に進めていくためには、これらの制約についても対応していく必要があります。これらの実施にあたっては、既存の制度の枠組みを越え、柔軟な制度設計・変更、財源の確保など、国や民間からの強力な支援が大前提となります。

ここでは、復旧・復興を進めていくうえで明らかとなった課題について示します。

#### ①復旧・復興事業の施工確保

##### 【受注環境の改善】

- 東日本大震災以降、入札不調が増加し、復旧・復興事業の進捗への影響が危惧されています。入札不調の要因としては、技術者・労働者の人手不足、労務資材単価の高騰及び入手難など様々な要因がありますが、一つの施策だけでは解消できるものではなく、個々の自治体だけでは解決できないものもあります。そのため、複合的な対応や国・県・市町村が一体となって課題解決に向けて取り組むことが必要となります。

##### 【復旧・復興を進めていく上での課題】

- 復旧・復興事業に伴う入札不調が増加しているため、受注環境の改善が必要
- 生コンクリート、砕石、土砂などの建設資材の安定的な供給体制の構築が必要

#### ②土地評価及び用地取得

##### 【土地評価・地権者協議の迅速化と権利取得の推進】

- 復旧・復興事業を早期に実現するために事業用地の速やかな取得が求められています。これらは、事業進捗に多大な影響を与えるため、事業予定区域内の権利者調査など事前準備作業が欠かせません。特に所有者が不明である土地については、多大な手続きと時間を要することから、境界確定作業などをいかに円滑に実施できるかが重要となってきます。事業認定には特に時間を要することから、手続きを迅速にかつ簡素化して行っていく必要があります。
- また、膨大な業務を適正かつ迅速に実施するためには、各種研修などを活用しながら職員のスキルアップを進めていく必要があります。

##### 【復旧・復興を進めていく上での課題】

- 復旧・復興事業を円滑に執行していくための早期の事業用地取得の推進が必要

#### (4) 過去の津波被害の際にとられた被災後の措置

- 東日本大震災の前に過去の津波被害発生時にとられた措置は以下の表のとおりです。

	1896明治三陸地震 死者・行方不明者(名) 岩手県18,158、宮城県3,452	1933昭和三陸地震 死者・行方不明者(名) 岩手県2,713、宮城県308	1960チリ地震 死者・行方不明者(名) 岩手県62、宮城県54
被災後の 主な措置	・復興のため、住民の他県流出の防止および移住者の募集 ・自己負担が中心の高地移転	・高地移転等を盛り込んだ復興事業 ・建築禁止区域の設定(宮城県) →海嘯罹災地建築取締規則	・津波防災施設中心の津波対策事業計画 ・条例による土地利用規制(志津川町)
高地移転 の状況	移転数43集落 (うち集団移転は7集落)	岩手県18町村38集落 (すべて集団移転) 宮城県15町村60集落 (うち集団移転11集落、他は各戸移転)	地盤かさ上げ(雄勝町)
備考	生活の不便などから原地に復帰する傾向が見られ、1933昭和三陸地震による津波により、再度被災を受けたところもある。	集落の特設の移転計画の方針が示され、あわせて移転の際は「既往の津波における最高浸水線以上にする」などの方針が示された。	津波防災施設を中心とした対策が進められた。堤防は、チリ地震津波の潮位を基準とし、洗堀防止のための措置などが計画策定の基準で示された。

出典：東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会資料（中央防災会議）

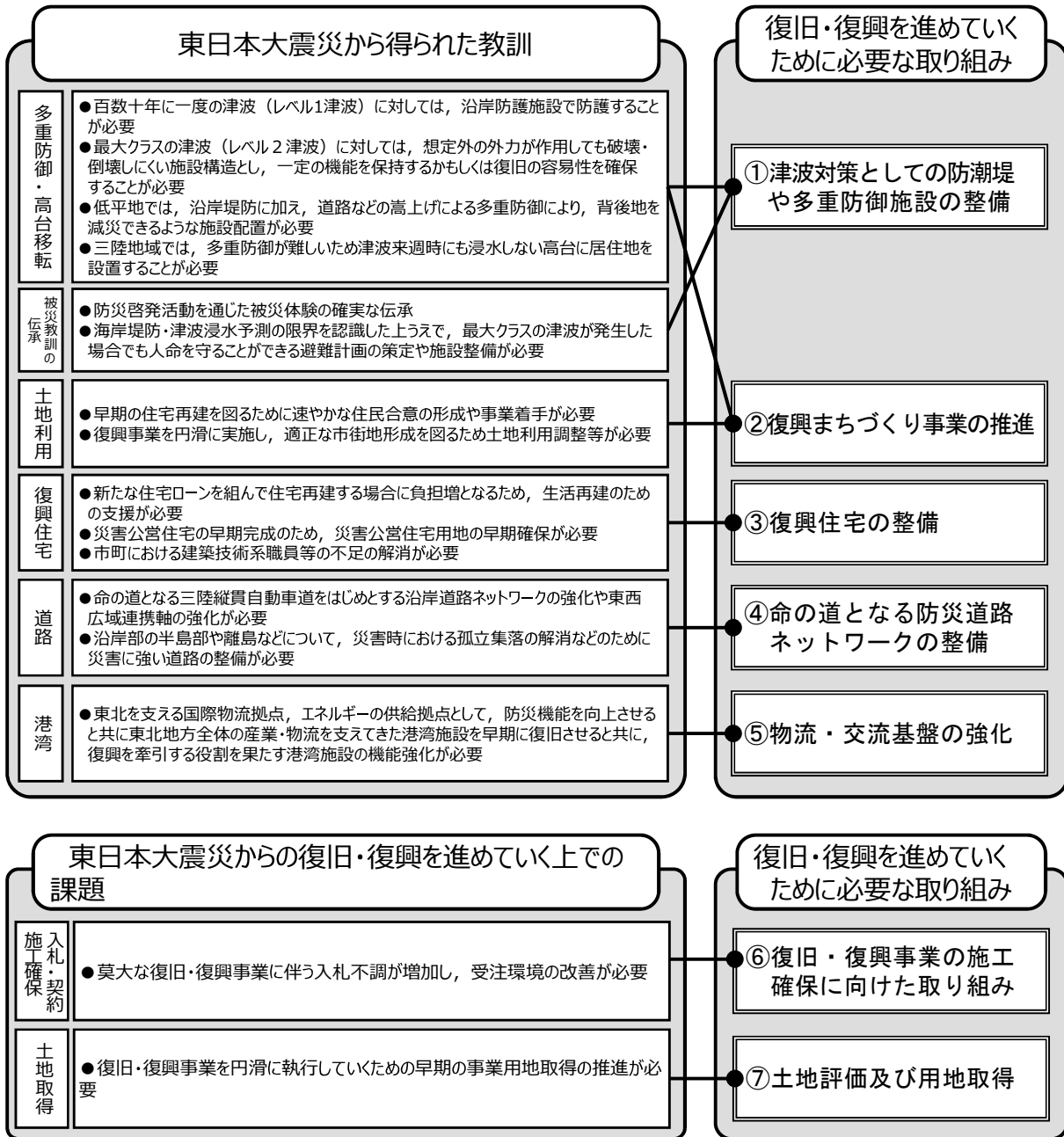
- 明治三陸地震の際には、自己負担中心の高台移転が行われましたが、高地移転後、低地へ戻る傾向が見られました。当時の高地移転は、各自が移動したもの、有志者が提案し、義援金などを使用して宅地開発を行って移転したものが多かったようです。
- 昭和三陸地震の際には、高地移転等が盛り込まれた復興計画に基づき、多くの集団移転が行われました。宮城県では、県令により罰則付きの建築禁止区域を設定しました。建築禁止区域に住宅を建築する場合には、地上げなどの措置や住宅の構造的要件を満たし、知事の認可を受ける必要がありました。明治、昭和の三陸津波の際には、施設整備による対応ではなく、高台移転などによる住宅再建が多く見られました。
- チリ地震津波の際には、津波防災施設を中心とした対策が進められました。一方で、条例による建築制限を行った地域もありました。東日本大震災前の堤防天端計画は、原則として、チリ地震津波の潮位を基本として定められました。
- また、南三陸町（当時志津川町）では、災害危険区域内の建築を禁止する条例による土地利用規制が行われました。



(5) 東日本大震災の教訓や復旧・復興の課題を踏まえた必要な取組

本県沿岸部に位置する市町は地震による被害に加え、大規模な津波により壊滅的な被害を受けました。このため、宮城県震災復興計画では、東日本大震災からの復興にあたり、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進すると位置づけています。

復旧・復興を進めるにあたっては、今回の震災の教訓や復旧・復興を進めていくうえでの課題を踏まえ、発生が想定されている大津波に備える地域づくりを徹底していく必要があると考えます。対応関係を示すと以下の図のとおりとなります。



### 3. 災害に強いまちづくり宮城モデルについて

東日本大震災により大きな被害を受けた沿岸地域の復興まちづくりに総力を挙げて取組、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を進めていく上では、被災市町や庁内関係各課室等の取組状況及び懸案事項について、相互に問題意識を共有し、スピード感を持って事業を推進していくことが必要となります。

津波対策としての防潮堤や多重防御施設等の整備、復興まちづくり事業の推進及び復興住宅の整備の3つを主要項目とし、命の道となる防災道路ネットワークの整備、物流・交流基盤の強化、復旧・復興事業の施工確保に向けた取組、土地評価及び用地取得の4つの項目も含めて、復旧・復興の隘路となる課題を解決しながら沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを進めていきます。

これらの取組を進めていくうえでは、様々な課題があり、一つ一つを丁寧にスピード感を持って解決することを積み上げながら実施していくことが重要です。

ここでは、上記の7つの項目毎にこれまで進めてきた取組を紹介しながら、「みやぎ方式」での災害に強いまちづくりの進め方を示します。

(1) 津波対策としての防潮堤や多重防御施設等の整備

① 比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対応した防潮堤や多重防御施設の整備について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 安全な市街地を確保するために必要な沿岸防護施設の整備
- 他部局所管施設との計画面での調整

平成 25 年度の取組

● 現場説明会の開催

設計の進捗に伴い、関係機関と共同で順次地元説明会を開催しています。具体的な復旧計画について説明を行い理解と協力を求めています。



八幡川災害復旧事業概要説明会（H25.11）

● 「見える復興・見せる復興」の推進

協議設計箇所の実施保留解除を進め、順次、復旧工事に着手しています。地盤沈下により水没した地帯や離島部においても工事着工・工事進捗を図っています。

復興だよりなどの広報紙発行による情報発信、着工式等のイベントを通し地元住民の理解と協力を得られるよう努めていきます。現地説明を積極的に行い、地元住民・地権者と信頼関係を築き計画的な用地買収の手続きを進めています。平成 26 年 2 月現在、64 件の工事に着手しています。



災害復旧工事進捗状況  
（大曲地区海岸 H26.2）



災害復旧工事進捗状況  
（定川 H26.2）



災害復旧工事進捗状況  
（菖蒲田地区海岸 H26.2）

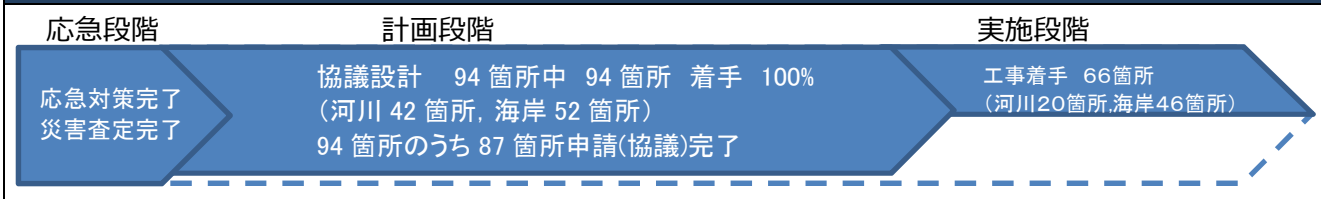
● 貞山運河再生・復興ビジョンの策定

東日本大震災からの復興の象徴として、運河の歴史や景観を活かした歴史遺産としての価値を高める方策などについて検討し、将来に向けた貞山運河の復興方針を定めました。



被災前の南貞山運河

## 平成 25 年度末での見込み



## 再生期の取組

### ● 海岸、河川などの県土保全

海岸堤防の本格復旧に当たっては、沿岸市町のまちづくりと連携しながら、被災教訓に基づく新しい発想による海岸保全施設の構造形式を検討し、整備に着手しています。河川においては、地盤沈下等により洪水被害ポテンシャルが高まっていることから、総合的な治水防御対策を検討した上で本格復旧に着手しています。

再生期においては、沿岸市町のまちづくりと連携した海岸保全施設の整備を着実に推進するとともに、河川においても、治水安全度のさらなる向上を図るための整備を推進します。

## 平成 26 年度取組について

### ● 海岸及び河川堤防の早期完成 (県施工区間)

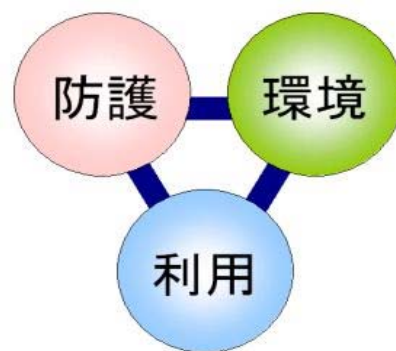
レベル 1 クラスの津波から生命・財産を守るため整備を進めている河川堤防及び海岸堤防を長期的な観点から地域の歴史、風土、景観や環境保全に配慮し、整備を行います。



戸倉海岸 (完成後・イメージ)

### ● 海岸保全基本計画の変更

東日本大震災の被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町の復興まちづくり、景観及び環境等とも調和するよう、基本事項・施設の整備に関する事項を再検討し、海岸保全基本計画の変更を行います。



海岸保全基本計画

「防護」「環境」「利用」を総合的に達成することを目指します。

### ● 関係海岸管理者との連携の強化

海岸管理者である国土交通省水管理・国土保全局，同省港湾局，農林水産省，水産庁と保安林を所管する林野庁等の複数部局の管理施設が関係する箇所について，課題解決のためさらに連携を強化します。

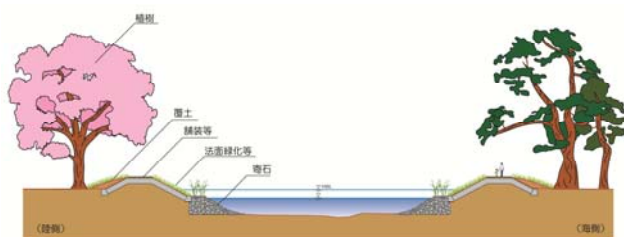
特に砂浜の保全の要望の強い大谷海岸などについては，海岸管理者に加えまちづくりの観点からの調整を進めます。



大谷海岸付近の海岸管理区分

### ● 貞山運河再生・復興ビジョン関連事業の推進

貞山運河においては，「貞山運河再生・復興ビジョン」に基づき，東日本大震災後の様々な主体の復興事業が，防災機能を有する土木遺産である「貞山運河」を基軸とする統一されたランドデザインの下に，連携と調和を持って推進することで，安全・安心でより魅力的な地域づくりが図られるよう，貞山運河の再生を図っていきます。



運河らしい景観に配慮した堤防整備や植樹の一例

### ● 宮城県河川・海岸施設等設計マニュアルの策定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえた海岸保全施設等の設計は，これまでの技術基準だけでは対応できない部分があることから，海岸保全施設等における設計の具体的な考え方や照査手法などを統一するため，国や被災 3 県と協議しながら考え方をまとめてきました。

河川や海岸の津波対策施設等の復旧に当たって，発災直後からこれまで国や県が公表してきた考え方を体系的に整理することにより，海岸堤防等の速やかな復旧の推進を図ります。

## ② 最大クラスの津波（レベル2津波）に対応した防潮堤や多重防御施設の整備について

### 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 津波防御施設、まちづくり、避難体制の三位一体となった広義の多重量津波防災対策の構築

### 平成 25 年度の取組

#### 【平成 25 年度】

- 沿岸防護施設の粘り強い構造について（H24.3）

東日本大震災では、巨大津波が既設の海岸・河川堤防を大きく越流し、施設に壊滅的な被害をもたらしました。この壊滅的な被害を教訓にして、沿岸防護施設復旧にあたっては、想定外の外力が作用しても、破壊・倒壊しにくい構造とし、一定の機能を保持するか、もしくは復旧の容易性を確保するなど、二次被害を軽減できる構造またはシステムを構築する必要があります。

このため、海岸堤防では、最大クラスの巨大津波が来襲して施設を越えることとなっても、背後に道路施設や盛土した防災緑地を併設するなどの構造上の工夫により、法尻や堤体の浸食、吸い出しなどの被災を受け難くし、壊滅的な被災を避け、一定の施設機能が維持される「粘り強い」構造とすることにしています。

- 多重防御施設の整備について

仙台湾沿岸市町において計画されている「多重防御」を基本としたまちづくりを実現するため、多重防御機能を有する盛土構造の道路整備の考え方を整理し、その重要性和効果について関係省庁の理解を得て、復興交付金事業による整備が認められました。

当該道路は、一次避難に加えて、津波避難タワー等の避難場所からの二次避難や、被災者の救出に使用する「避難路・救出路」として整備することとし、その構造については、今次津波の被災状況を踏まえて、津波により冠水した場合でも水はけが早く、早期の啓開・救出を可能とする2m以上の盛土構造とし、津波襲来後にも施設機能を維持できる10m以上の幅員を確保することとしています。

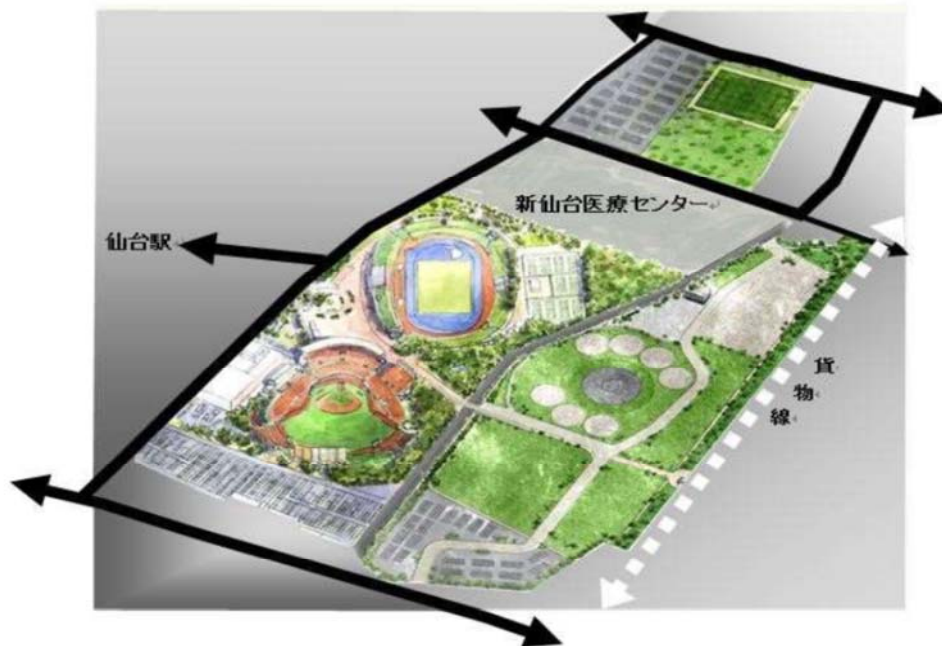
県管理道路については、復興交付金を活用し相馬亘理線や門脇流留線など3路線の整備に着手しており、測量・設計を実施しました。

なお、市町の計画する多重防御施設についても、県が一体的に、復興庁と調整を図っています。

- 広域防災拠点の整備

今回の震災の教訓から、大規模災害発生時には迅速かつ的確に災害救助活動を実施し県民を災害から守るため、全国からの広域支援部隊のベースキャンプや支援物資の流通配給基地などとして機能する拠点が必要であると痛感し、宮城野原に県域をカバーする広域防災拠点を整備します。

平成25年度は、広域防災拠点の基本構想を策定するとともに、その用地となる仙台貨物ターミナル駅の所有者である日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）や関係者との協議を進めました。



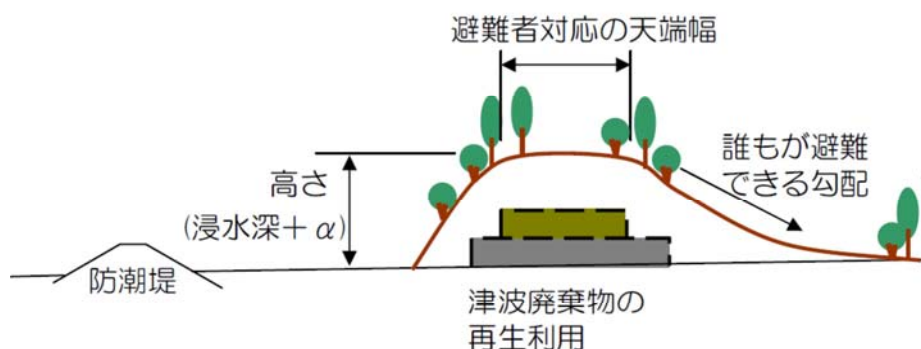
宮城野原広域防災拠点整備イメージ

● 防災公園の整備について

海岸部に位置する県立都市公園の岩沼海浜緑地と矢本海浜緑地の再開園のためには、公園の防災能力を高める必要があります。

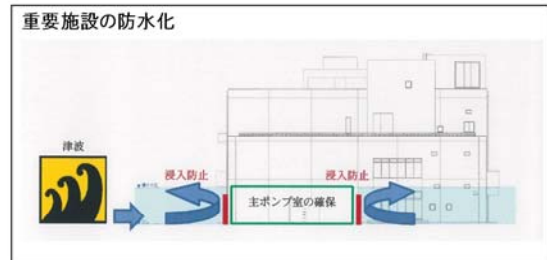
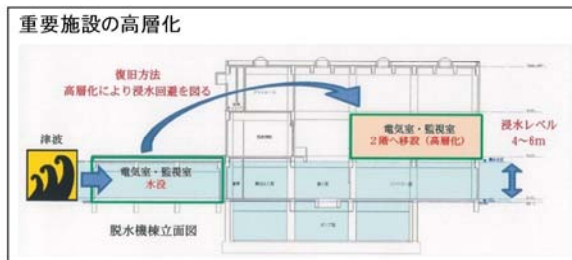
来園者がこれまでのように安心して遊び憩える場所とするために、再び同じような津波が来襲した場合に備え、一時避場所となる築山の整備や、避難道路となる公園進入路の新設などの整備を進めています。

岩沼海浜緑地は、災害復旧工事を進めるとともに防災機能向上のための調査設計に取り組ましました。矢本海浜緑地は、公園利用者や関係者による懇談会を開催し、防災機能を含む公園全体の再整備について検討を進めました。



● 下水道施設の浸水対策

東日本大震災の津波被害により、機能を停止した沿岸部の下水道処理場について、災害復旧事業において、ポンプ施設、電気・監視施設などの重要施設について被害リスクの低減を図るため、今時津波の高さに対応した浸水対策を実施しています。



### ● 津波避難路の考え方について

津波避難路については、今次津波での経験を踏まえて、徒歩避難を原則としながらも、災害時要援護者や避難困難地域で業務に従事する方などの円滑な避難を可能とするため、自動車利用による避難も想定することとし、その考え方について「津波避難のための施設整備指針」（平成 24 年 3 月策定）に取りまとめました。

避難路の構造については、大規模地震時の消防・救助活動や、避難時の自動車の乗り捨ても想定し、路側に緊急車両を停車した場合でも、避難車両等のすれ違いを可能とする幅員を確保すること等を定めた、「県道の構造の技術的基準等を定める条例」を平成 25 年 4 月 1 日に施行しました。

### ● 避難計画の考え方について（H24.3）

津波襲来時に円滑な避難を可能とするための避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等の整備に際して留意すべき事項等について整理し、「津波避難のための施設整備指針」としてとりまとめました。策定にあたっては、今次津波の際の避難行動分析によって明らかとなった課題の他、国の動きや、既存の宮城県津波対策ガイドライン等における津波避難計画の要素を取り入れました。

また、8 月には、沿岸被災市町を対象に津波避難ビルや避難誘導サインに関する現地見学を兼ねた津波避難に関する勉強会を石巻市において、開催しました。

### ● 津波浸水予測図の提供について

各被災市町では、避難計画を策定し、避難道路や避難施設、避難誘導標識等の整備を予定しているため、その前提となる津波浸水予測図については、県が市町へ提供することとなります。

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行、法律第 123 号）では、津波浸水予測を最悪の条件で実施するため、まちづくりのために各市町で住民に説明している浸水区域と異なる結果となります。具体的には、潮位の条件、地盤変動、施設条件などが大きく異なります。これは、避難計画を策定することを前提とするため、より安全側に前提条件を設定しているためです。

住民への公表にあたっては、前提条件などの違いなどを丁寧に説明しながら、市町と調整しながら進めていくこととしています。



## 平成 25 年度末での見込み

構想段階

計画段階

実施段階

多重防御の  
考え方について  
検討完了

沿岸防護施設の構造システムの構築 完了  
多重防御施設整備計画: 県道相馬亘理線等3路線について測量・設計実施

## 再生期の取組

### ● 多重防御に資する道路整備

県管理道路のうち、相馬亘理線や門脇流留線など3路線について早期供用に向け整備を推進します。

### ● 津波避難情報表示板の設置

市町が策定する地域防災計画に位置づけられる避難道路の整備や市町が検討している津波シミュレーションの結果と併せて、地域の津波に対する防災力の向上を図るための支援として津波避難情報表示板を設置します。

津波避難情報表示板の設置対象箇所については、県内海水浴場のうち、地元住民以外の集客が見込まれる規模の大きい、市町が再開を見込んでいる海水浴場を予定しています。市町が実施する防災集団移転促進事業の面整備と一体となって整備することにより、防災集団移転促進事業の整備区域内に市町が設置する避難場所の防災機能の強化促進を図ります。

### ● 広域防災拠点の整備

広域防災拠点は、鉄道、高速道路・幹線道路、港湾、空港などからのアクセス性を考慮し、宮城野原公園に隣接する仙台貨物ターミナル駅を買収し整備することとしており、用地となる駅の移転が円滑に進むよう取り組んでいきます。

### ● 防災公園の整備について

一時避難地となる築山など公園の防災機能向上を図り、県の海浜部においても再び県民の皆様の笑顔や笑い声が聞こえるよう、安全で安心して遊べる場所として、県立都市公園の再整備を進めていきます。

## 平成 26 年度の取組について

### ● 津波避難情報表示板の設置

津波避難情報表示板について、設置対象箇所の選定、対象箇所内における表示板の設置位置の検討、地域住民や海水浴客等が分かりやすい情報表示方法等の検討を実施します。

また、防災集団移転促進事業及び防潮堤の災害復旧事業の進捗との調整を行い、できる限り早期の設置完了を目指し、防災機能の強化促進を図ります。

### ● 多重防御施設の整備について

多重防御機能を有する盛土構造の道路のうち、相馬亘理線や門脇流留線などの県管理道路3路線については、早期供用に向け、用地買収及び工事を推進していきます。

なお、市町の計画する多重防御施設についても、引き続き県が一体的に、復興庁と調整を図っていきます。

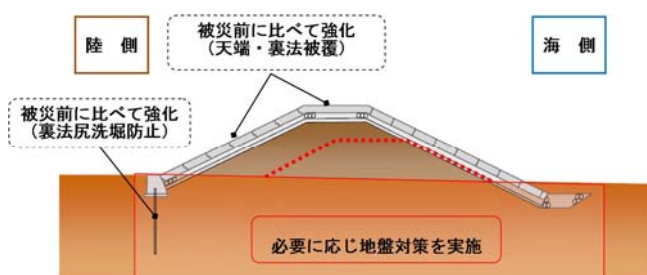
### ● 沿岸防護施設の粘り強い構造について

現地調査の結果から得られた被災事例により、「粘り強い」構造を提案していますが、その後の詳細調査等

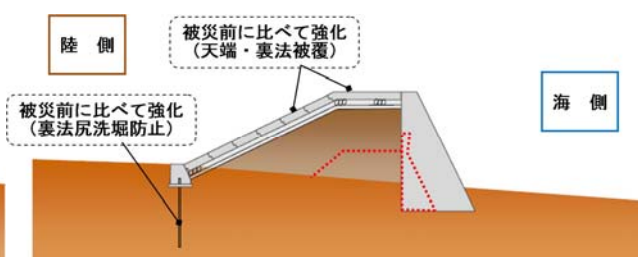
による「粘り強い」構造諸元の決定や、詳細設計による構造詳細への導入を進めています。構造諸元は、強い浸食を受ける裏法の法尻部や法肩部の「耐力強化」や法面の緩傾斜化による「作用力低減」などに配慮しています。

堤防断面	: 一連の復旧区間は同一構造での復旧を基本とする。 (まちづくり, 背後利用等により難しい場合を除く)
法面保護	: 天端保護工, 裏法被覆工の強化対策を行う。
裏法堤脚保護工	: 堤防の裏法尻には洗堀防止対策を実施する。
地盤対策	: 液状化対策・軟弱地盤対策等必要に応じて別途地盤対策を実施。

◆海岸堤防（傾斜堤）標準断面（復旧イメージ）  
【砂浜海岸に採用】



◆海岸堤防（直立堤）標準断面（復旧イメージ）  
【岩礁海岸に採用】



● 津波避難路の整備について

沿岸市町の復興計画や地域防災計画に位置づけられる津波避難路については、復興交付金事業等を活用しながら、一日も早い完成に向けて整備を進めていくこととしています。

● 広域防災拠点の整備

広域防災拠点用地となる仙台貨物ターミナル駅移転のために、JR貨物が実施する新駅建設のための調査設計やその用地取得のための各種協議などについて、県も支援していくこととしています。また、広域防災拠点に必要な施設の規模、配置、グレードなど具体化に向けた基本設計なども進めていきます。

● 防災公園の整備

岩沼海浜緑地は、災害復旧工事に引き続き一時避難となる築山など公園の防災機能向上のための工事を進めています。矢本海浜緑地は、ようやくがれきの撤去が完了したことから、再整備懇談会等の意見も踏まえ整備内容を検討し、詳細設計や用地の確保を進めています。

### ③ 震災教訓の伝承について

#### 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 防災啓発活動を通じた震災体験の確実な伝承

#### 平成 25 年度の取組

【平成 25 年度】

#### 3. 1 1 伝承・減災プロジェクトの推進



◆プロジェクト立ち上げの経緯  
 震災発生時や震災後に行われた様々な啓発活動が蓄積されてきたことから、今後発生するであろう震災から県民を守り防災意識を高めるために、東日本大震災の備忘録を継承して取り扱う意義があります。震災発生から10年となる3.11伝承・減災プロジェクトの立ち上げ、防災事業推進室に専任した連絡体制の構築が重要な役割を担っています。

「記憶」より「記録」で「ながく」伝承  
 ①津波浸水表示板設置  
 津波浸水表示板を設置する事により、浸水後のガードマンとして地域住民のみなさんが地域の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発を図る。同時事業として計画している地表示と併せて実施する事により、より一層の効果見込を図る。  
 ②津波写真モニタリング設置  
 復旧・復興事業の進捗に伴い被災状況の記憶が希薄になる事から、発生時の状況を写真モニタリングとして現地に設置し、防災意識の向上を図る。  
 ③沿岸防波施設及び防災施設(国)に関する計画概要の現地表示  
 河川、海岸防防の工事等の考え方を現地に表示する。また、防災道路の位置付け等を併せて表示し、多量な津波防災対策について広く知らしめる。  
 ④河川、海岸防防の工事関係の現地表示  
 ⑤津波資料のアーカイブ化  
 東日本大震災に関する図書、映像等を一元的に収集・管理し、今後の防災活動等に活用する。河川、海岸防防等の施設(国)に関する計画、断面決定に関するプロセスを一元的に管理する事により、今後の震災発生時の早期復旧計画の策定に活用する。  
 ⑥震災遺構(公共土木施設)の保存  
 津波等による破壊された公共土木施設に係る震災遺構を保存することで、今後の防災意識向上に対する効果。するとともに、地震動や津波の力の大きさを後世に伝える。

かたりべの裾野を拡げ「ひろく」伝承  
 ①津波防災シンポジウムの開催  
 5月の防災津波防災月間のイベントとして、県民を対象に津波防災意識の向上を目的として開催。  
 ②津波防災「はら」展の開催  
 防災意識の向上及び東日本大震災からの復旧・復興状況を発信するために開催。県庁18階県政情報広報室や仙台松島道路春日PAの常設展示をはじめ、各団体の主催イベント等で開催。  
 ③資料展での報告会の開催  
 本県へ職員を派遣している都道府県に対し、被害の状況、復旧・復興に向けた取組等を報告する。また、首都圏の大学等を中心にワールドツアーと併せて報告会を開催する。

防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承  
 ①防災教育の取組  
 5月の防災津波防災月間、11月の津波の日及び3月の(仮)みやぎ津波の日などの月間に合わせて津波防災教育を積極的に実施する。また、東日本大震災を踏まえた津波防災教育グッズの調整及び配布を図る。  
 ②防災教育の出版講座の開催  
 今後発生するであろう災害から身を守り防災を軽減させるため、東日本大震災を踏まえた防災対策を情報提供していく。開催の出版先は幅広く受け付けることとし、従来の出版先に加えてフリーチャートを心がける。  
 ③津波防災シンポジウムの開催(開催)  
 ④津波資料のアーカイブ化(再掲)

○「3.11伝承・減災プロジェクト」伝承サポーター制度の創設  
 同プロジェクトに賛同し、伝承・減災活動に携わりたい市民を公募し伝承サポーターとして認定する。企業、個人を問わず、サポーターの立場でそれぞれの役割を担って活動を進めてもらう。

#### ● 「かたりべ」の裾野を拡げ「ひろく」伝承

- ・ 県民への啓発活動（みやぎ津波防災月間、防災パネル展など）（写真①・②）

宮城県では、昭和 35 年にチリ地震津波が襲った 5 月を平成 17 年度から「みやぎ津波防災月間」と定め、津波被害の軽減や津波防災意識の向上を図るため、地域と協働で様々な取組を継続しており、本年度も平成 25 年 5 月 25 日に「津波防災シンポジウム」を開催し、約 200 名の県民の皆様に参加いただき、津波防災意識の啓発を図りました。

津波防災に関するパネル展は、平成 25 年 5 月に県庁ロビーで開催した他、各地区、各イベントなど、様々な機会をとらえて開催しました。また、仙台松島道路春日 P A と県庁 18 階県政広報展示室に「津波防災パネル」の常設展示コーナーを設け、復旧・復興の進捗状況などの最新情報の発信について、積極的に取組ました。

- ・ 全国各地での報告会の開催

現在、本県の公共土木施設（土木部所管）の復旧・復興にあたり、●都道府県から●名（平成 25 年●月●日現在）の自治体派遣の職員に応援をいただいています。

そこで、現在派遣をいただいている各都道府県へ感謝をこめて、派遣の御礼及び継続要請、並びに本県の被害

状況，復旧・復興に向けた取組，大震災を踏まえた今後の防災対策のあり方や課題及び東日本大震災の教訓等の報告を行いました。

また，平成 25 年度から一般社団法人全日本建設技術協会の協力のもと，東日本大震災時の対応や教訓等を全国各地で伝える「伝承プロジェクト」が始まり，5 県 1 市で「東日本大震災から学んだこと伝えたいこと」と題した報告会を開催しました。

それぞれの報告会では，参加者の地震，津波等の自然災害発生時の対応に関する意識が非常に高く，熱心に聴講していただきました。



① 津波防災シンポジウムの様子



② 津波防災パネル展の様子



③ 津波浸水表示板設置事例

### ● “記憶”より“記録”で「ながく」伝承

#### ・ 津波浸水表示板の設置（写真③）

今回の津波の浸水区域や浸水高さを表示する事により，津波の記憶を風化させずに後世に伝える「しるべ」として，また，実物大のハザードマップとして，地域住民の防災意識の啓発や地域事情に不慣れな観光客等への注意喚起を図り，避難行動のきっかけに結びつく命を守る取組を展開しています。

平成 25 年度末時点で約 100 箇所に津波浸水表示板を設置しました。

#### ・ 伝承サポーター制度の導入

3. 1 1 伝承・減災プロジェクトを民官協働の息の長いプロジェクトとするため，同プロジェクトに賛同し，伝承・減災を後押しして頂ける方々を広く募集し「伝承サポーター」として認定します。第一段として，「自らが所有する建築物等に津波浸水表示板を設置していただける方」の募集を行い，約 20 の企業団体個人から申し込みがありました。今後も引き続き募集を行っていきます。

#### ・ 震災遺構の保存とアーカイブ化

災害復旧・復興事業により，再構築されていく被災した公共土木施設については，津波の威力を生で感じさせる貴重な土木遺産でもあり，その姿を写真や動画に残し，後世に伝えていきます。

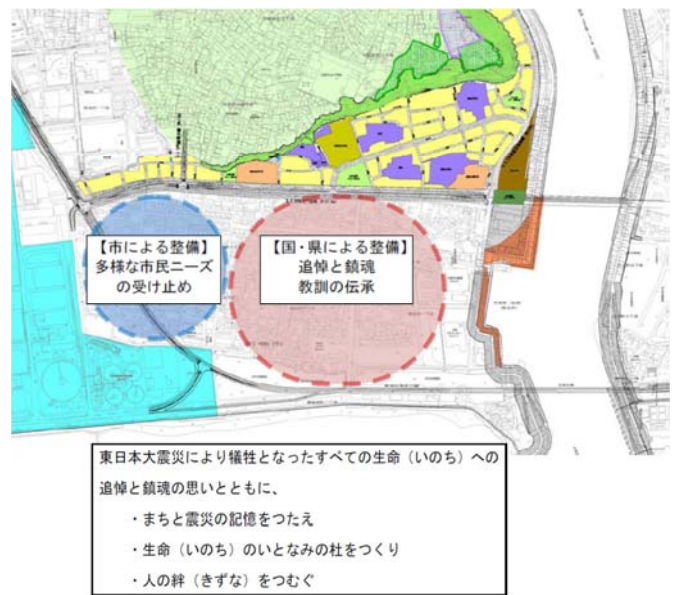
### ● 防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承

5 月の「みやぎ津波防災月間」，11 月の「津波防災の日」及び 3 月の「みやぎ鎮魂の日」などに合わせ，津波防災教育を積極的に実施していきます。また，東日本大震災を踏まえ，土木部が実施する津波防災教育のあり方について整理を行い，工学的見地からの防災教育を実践します。また，今後発生するであろう災害から身を守り被災を軽減させるため，出前講座等により積極的に情報提供していきます。

● 震災復興祈念公園について

被災地では、今でも仮の慰霊碑や震災遺構に花を手向け手を合わせる姿が絶えません。このため5月に県と石巻市は、犠牲者の「追悼や鎮魂の場」として、さらには震災の「教訓を伝承する場」として、国内最大の被災地となった石巻市の、なかでも今回の被災を象徴する南浜地区に、震災復興祈念公園を協同で整備することを決定しました。

この祈念公園の追悼や鎮魂などの中核的な施設は、広範な被害であったことから国が整備するよう要望し、10月には国による有識者委員会が始まり、公園の基本コンセプトやゾーニングなどの基本構想がまとまりました。



震災復興祈念公園の基本理念とゾーニング

平成 25 年度末での見込み

構想段階	実施段階
完了	津波浸水表示板設置 100 箇所 津波防災シンポジウム 1 回/年で継続 (25 年まで 7 回実施)
	津波浸水表示板 500 箇所 津波防災シンポジウム 1 回/年で毎年継続

再生期の取組

● 3. 1 1 伝承・減災プロジェクトの更なる推進

津波災害は発生頻度がまれで世代交代を重ねるうちに防災意識が薄れることが指摘されています。また、東日本大震災から三年の時間が経過し、人々の防災に関する考え方も様々となってきています。

宮城県は東日本大震災を踏まえ、L1 対応の海岸堤防と多重防御により津波防災を推し進めていますが、津波の予測は極めて困難であり、確実に人命を守る手段は逃げるほかにありません。東日本大震災では、記憶の風化により明治・昭和の大津波で被災した地域さえ再び被害にあった例が散見されており、二度と同じ惨事を繰り返さないためにも被災の事実を長く確実に伝承し、地域ぐるみの『避難行動』として代々受け継いでいく必要があります。

再生期における 3. 1 1 伝承・減災プロジェクトは、復旧期の取組、活動を踏まえ、被災事実を後世に伝承し迅速な避難行動が県内に根付くようさまざまな試みに取り組んでいきます。

● 震災復興祈念公園について

県民の皆様の想いや有識者の意見などを十分くみ取り計画づくりを行い、具体的な設計と土地の取得、造成工事を進めていきます。石巻市の復興計画では平成 32 年度に公園の完成を見込んでいますが、県民の皆様の心の復興にもなるよう、追悼や鎮魂のゾーンについては、全体の完成より早く部分供用できるように進めていきます。

また、多くの沿岸被災市町でもそれぞれ祈念公園の整備を計画しており、石巻市に整備する祈念公園を中核として他の祈念公園と連携を図り、みやぎが一つになって犠牲者の追悼・鎮魂ができるよう進めていきます。



## 平成 26 年度の取組について

### 【平成 26 年度】

#### ● かたりへの裾野を拡げ「ひろく」伝承

5月の「みやぎ津波防災月間」に津波防災シンポジウムを開催し、防災意識の更なる啓発に努めます。

平成 26 年度津波防災シンポジウム（案）

「津波から生き残る～実践的防災の模索～」

平成 26 年 5 月 17 日（土）13:00～ 岩沼市民会館

基調講演 東北大学災害科学国際研究所 助教 佐藤翔輔氏

情報提供 （新しいハード整備について）岩沼市総務部復興推進課

（新しいソフト整備について）多賀城市総務部交通防災課

職員支援を頂いている派遣先や伝承プロジェクトを積極的に活用し、復旧・復興の進捗などの“かたりペ行脚”を計画的に実践していく。また、大震災の教訓を伝承し、減災・防災に役立てて頂くための、情報提供などについても検討していく。

#### ● “記憶”より“記録”で「ながく」伝承

道路課と連携し、道路案内標識等への津波浸水表示板設置を推進するとともに、国土交通省で計画されている道路標識への海拔表示と併設する事により、より一層の効果促進を図ります。



（例）併設する事により、海拔値と今次津波浸水深の相関が図られ、数値の意味合いが色濃くなる。

復旧・復興が進むにつれ被災時の記憶が薄れる事になり、併せて津波防災に関する意識も希薄になることから、被災状況を写真モニュメントとして、現地に設置し防災意識の向上に努めていきます。

東日本大震災に関する図書や映像等の一元的管理、被災した海岸、橋梁施設等の災害復旧工事の記録を動画として記録するなど、後世に伝承していく取組を継続していきます。

沿岸防御施設及び減災施設建設に係る計画概要板などを現地に表示する事により、津波防護レベル及び津波減災レベルのわかりやすい解説に努め、津波防災意識向上を図っていきます。

---

- **防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承**

震災前から取り組んでいる出前講座による津波防災教育について、東日本大震災を踏まえ教材の見直しや充実などに取り組んでいます。

また、災害に強い人材を育成していくため、市町村研修や防災訓練担当者養成講座など、内容の充実を図るとともに、引続き実施していきます。



平成 25 年度 防災訓練担当者養成講座実施状況

- **震災復興祈念公園の整備**

平成 26 年度は、国、県、石巻市が連携し公園の基本計画を進めることとしており、公園の規模、施設内容、施設配置、施設のグレードなどより具体的な検討を進めています。また、石巻市による南浜地区の防災集団移転事業により、公園用地となる場所の土地の買い取りが進められる予定です。

## (2) 復興まちづくり事業の推進

### ① 防災集団移転促進事業、都市再生土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の制度及び執行について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● まちづくり計画と災害復旧事業等との調整</li><li>● 早期の住宅再建等を図るために、速やかな住民合意の形成や事業着手が必要</li><li>● 「将来を見据えた新しいまちづくり」に向けた計画策定への支援</li></ul>
平成 25 年度の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>復興まちづくりの進捗状況の管理と情報提供（H25.4～）</b><p>「復興まちづくり事業カルテ」を復興まちづくり事業全てを網羅するようエリアを26地区から34地区に拡大するとともに、対象事業の追加を行い、更新・充実を図りました。また、復興まちづくり事業の状況をグラフや現地写真で紹介するパネル等を作成しました。これら復興まちづくり事業の情報については、ホームページで公開したほか、沿岸の市町庁舎、気仙沼市、南三陸町の仮設住宅、塩釜イオンなどの商業施設、三陸道春日パーキング等に掲示し、情報提供を行いました。また、復興まちづくりに関する出前講座を東北学院大学、石巻工業高校、日本大学の3校で実施しました。</p></li><li>● <b>防災集団移転促進事業の促進について</b><p>現在計画されている194地区について早期の造成工事に着手できるよう指導、助言を行っており平成26年2月末までに174地区が着工済みとなっています。</p></li><li>● <b>被災市街地復興土地区画整理事業の促進について</b><p>被災市街地復興土地区画整理事業については、平成26年3月末現在、10市町28地区で都市計画決定しており、そのうち10市町31地区において事業認可済みです。（女川町分は都市計画決定1地区を4地区分けて認可） また、このうち14地区において、工事着手（現地着工）済みとなっています。</p></li><li>● <b>津波復興拠点整備事業の促進について</b><p>津波復興拠点整備事業については、平成26年3月末現在、7市町10地区で都市計画決定しており、そのうち6市町8地区において事業認可済みです。 また、このうち7地区において工事着手（現地着工）済みとなっています。</p></li><li>● <b>復興まちづくりに係る課題の解決に向けた取組（H25.4～）</b><p>復興交付金の流用について、国等と調整し、交付決定単位で事業間、地区間の流用が可能となったほか、手続きが簡素化されました。 防集移転跡地での基礎等のがれき撤去費用について、国と協議の結果、防集事業（基幹事業）での対応が可能となりました。 復興まちづくりの本格化に伴い、新たに発生する課題解決のため、土木部内に「市町支援チーム」を立ち上げました。</p></li></ul>



- 「将来を見据えた新しいまちづくり」による活性化の取組（H25.4～）

復興まちづくり事業について事業担当課とともに、市町へ住民意向結果に基づく適正規模への計画見直しを指導、助言しました。また、移転先団地での無電柱化について積極的に導入するよう支援し、玉浦西地区（岩沼市）で事業化しました。

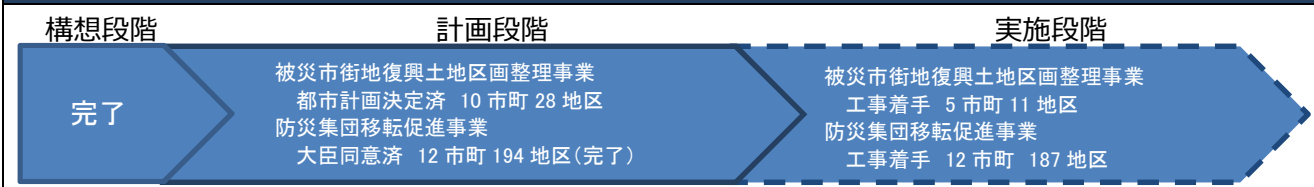
- 非居住地（防集移転跡地等）の利活用の支援（H25.10～）

全庁的組織として利用種別毎に5つのワーキンググループを立ち上げ、ケーススタディなどを行い、市町の跡地利用計画の検討を支援しました。また、防集移転跡地の状況をまとめた「跡地データベース」を作成し、関係課との情報共有を行いました。

- まちづくりに係る JR 線との調整（H25.11～）

JR 線と関連するまちづくり事業について、鉄道事業者と情報共有を行い、連絡調整を図りました。

### 平成 25 年度末での見込み



### 再生期の取組

- 復興まちづくりの加速化と情報提供

被災市町が実施する復興まちづくり事業（被災市街地復興土地区画整理事業，防災集団移転促進事業，津波復興拠点整備事業）を加速し，全地区で平成 29 年度内に宅地供給が開始できるよう，事業の隘路や地区個別の課題の解決に向けて市町を支援していきます。また，被災者が復興を実感できるよう，判りやすい形での復興まちづくり事業の情報提供を推進します。

- 「将来を見据えた新しいまちづくり」による活性化の取組

進められている復興まちづくりにおいて，市町の事業計画の見直し時をとらえ，住民意向の変化に合わせた適正規模への見直しや単なる復旧にとどまることのないよう，無電柱化，スマートシティなどの「将来を見据えた新しいまちづくり」の導入を支援するほか，移転跡地の利活用が進むよう具体的な跡地利活用計画の策定を支援します。

### 平成 26 年度の取組について

- 復興まちづくりの進捗状況の管理と情報提供

「復興まちづくり事業カルテ」を復興交付金の配分や「住まいの復興工程表」の公表に応じ，更新します。また，移転跡地利用への民間活力の導入が図られるよう防集移転跡地を記載するなど拡充を図ります。

被災者に身近で復興まちづくりの状況について情報を入手できるよう仮設住宅に復興まちづくり事業カルテを掲出する市町の拡大を図ります。併せて，商業施設等への掲出を拡大します。

- 復興まちづくりに係る課題の解決に向けた取組

復興まちづくりの進捗に差が生じてきていることから，「市町支援チーム」を中心に，遅れている地区の課題解決に向けた支援を行います。

市町との意見交換等を定期的実施し，個々の課題を抽出，整理し，対応を図ります。また，その結果を

---

勉強会等を通じ、広く市町へ周知するとともに、関係機関等へ調整を行います。

● **「将来を見据えた新しいまちづくり」による活性化の取組**

住民意向の変化に基づき、適正規模への計画の見直しを適宜、市町が行うよう、関係課とともに指導、助言していきます。

安全な避難路を確保するよう移転先団地等での無電柱化の導入を支援していきます。併せて、スマートシティ機能導入の検討を促すほか、避難場所、避難誘導機器のスマート化の検討及び都市防災総合整備事業等の活用による導入の誘導を図ります。

● **非居住地（防集移転跡地等）の利活用の支援**

ワーキンググループで検討したケーススタディの結果について勉強会を開催し、市町への情報提供を行います。また、個別地区での利活用計画の策定や事業化を支援します。

跡地データベースの充実を図り、関係課と事業進捗を含め、情報共有を進めるとともに民間活力の導入の資料としても活用します。

● **「みやぎの復興アーカイブ」の作成**

東日本大震災からの復興は、これまでにない体験であり、とりわけ初動期の対応は貴重な体験であることから、発災直後から市町支援展開期を中心に、復興まちづくりのあゆみを記録紙としてとりまとめます。

## ② 復興まちづくり事業に関する各種法律等の運用について

### 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 復興事業の円滑な実施のため、土地利用調整等が必要

### 平成 25 年度の取組

#### ● 復興整備計画について

東日本大震災復興特別区域法に基づき、各市町復興整備協議会を経て復興整備計画を公表することによって、土地利用に関する特例許可や手続きのワンストップ化を受けることができます。

【特例許可】：市街化調整区域での開発行為の許可，農地転用の許可等

【手続きのワンストップ化】：農地転用許可，地域森林計画区域の変更，保安林の指定・解除等

本県では、復興整備計画を各市町と共同で作成しており、各市町の復興整備協議会の事務処理や運営等を共同で行っています。

#### ● 復興整備協議会の開催状況

平成 24 年 2 月 17 日に 14 市町で各市町復興整備協議会を設立しました。

以降、復興整備協議会を約 1 ヶ月に 1 回のペースで開催しており、平成 25 年度においては、11 市町のべ 35 回協議会を開催しました。

#### ● 復興整備計画の公表状況

平成 26 年 3 月末公表分まで

	防災集団移転促進事業	土地区画整理事業	市街地再開発事業	災害公営住宅整備事業	都市計画道路事業	都市公園事業	津波復興拠点整備事業	都市高速鉄道整備事業	農業関連施設	太陽光発電事業	地区避難所整備事業	その他事業	計
仙台市	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	15
石巻市	48	12	3	0	12	2	0	0	0	1	0	1	79
塩竈市	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6
気仙沼市	51	3	0	19	6	0	1	0	0	0	0	3	83
名取市	2	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	8
多賀城市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
岩沼市	2	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0	0	7
東松島市	7	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	17
亘理町	5	0	0	10	0	0	0	1	1	0	0	0	17
山元町	3	0	0	4	0	0	2	1	0	0	0	0	10
七ヶ浜町	5	4	0	5	0	0	0	0	0	0	3	0	17
利府町	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
女川町	21	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	25
南三陸町	27	1	0	8	3	0	2	0	0	0	0	2	43
計	186	24	3	62	23	2	7	2	4	3	3	10	329

#### ● 災害危険区域について

各市町の条例で、津波等による危険の著しい区域を指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを定めています。

県では、各市町の災害危険区域について適切な指定がなされるよう助言しています。

#### ● 災害危険区域の指定状況（東日本大震災に係るもの）平成 25 年 3 月 1 日告示分まで

市町名	条例施行日	区域告示日
山元町	H23.11.11	H23.11.11
仙台市	H23.12.16	H23.12.16
南三陸町	H24. 4. 1	H24. 4. 1
東松島市	H24. 3.15	H24. 6. 1
亘理町	H24. 6.18	H24. 6.18
気仙沼市	H24. 6.29	H24. 7. 9
七ヶ浜町	H24. 9.20	H24. 9.20
名取市	H24. 9.25	H24. 9.25
石巻市	H23.12.26	H24.12. 1
女川町	H24.9.18	H24.12.10
岩沼市	H24.12.17	H24.12.17
塩竈市	H24.12.19	H25. 3. 1

## 平成 25 年度末での見込み

### 復興整備計画にて公表

防災集団移転促進事業 194 地区中 194 地区の公表 100%  
土地区画整理事業 34 地区 28 地区の公表 82%

## 再生期の取組

### ● 復興整備協議会の開催

復興事業の進捗に伴い、事業計画の変更に伴う土地利用等の調整が予想されるため、引き続き復興整備協議会を開催していきます。県は各市町の復興整備計画策定の共同作成者であり、内外の関係者との調整や復興整備協議会の運営について支援を行います。

### ● 都市計画決定の市町への支援

都市計画決定に当たっては、市町へ適切に指導・助言していくと共に、県決定案件の場合に臨機に対応できるよう、県都市計画審議会を適切に開催していきます。

## 平成 26 年度の取組みについて

復興整備計画に記載した復興事業について、特例許可の追加等が多数予想されるため、平成 25 年度と同等の頻度で復興整備協議会を開催していきます。

### 平成 26 年度の復興整備協議会及び都市計画審議会の開催予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
復興整備協議会			●	●	●	●		●	●		●		●	9回
市町・県 都市計画審議会			●		●			●		●			●	5回

県は各市町の復興整備計画策定の共同作成者であり、引き続き庁内外の関係者との調整や復興整備協議会の運営について支援を行います。復興整備協議会はおおむね 1 ヶ月に 1 回開催する予定です。

また、復興整備計画に都市計画の決定する事項を記載しようとするときは、通常の都市計画の手続きが必要となるため、市町決定案件の場合に指導・助言するとともに、県決定案件に対して臨機に対応できるように県都市計画審議会をおおむね 2 ヶ月に 1 回開催する予定です。

### (3) 復興住宅の整備

#### ① 自力再建への支援について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 被災した住宅にローンを有する方が新たな住宅ローンを組んで住宅再建する場合、負担増</li></ul>
平成25年度の実績
<ul style="list-style-type: none"><li>● 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）<ul style="list-style-type: none"><li>・補助申請受付開始年月日 平成24年1月23日</li><li>・趣旨 東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額を補助するものです。</li><li>・補助対象要件（以下のすべてを満す方）<ul style="list-style-type: none"><li>イ 県内の自ら居住する住宅を東日本大震災により被災された方で、発災（平成23年3月11日）以前にその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有する方</li><li>ロ 住宅再建のために、新たな住宅ローンを契約した前月末時点で、上記の被災住宅に5百万円以上の既存の住宅ローンを有する方</li><li>ハ 県内に自ら居住する住宅の再建のために、5百万円以上の新たな住宅ローンを有する方</li></ul></li><li>・事業期間 平成27年度末（平成28年3月31日）までに補助申請される方</li><li>・補助金額 既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額（元利均等毎月償還による算定額（上限50万円））を補助します。</li></ul></li><li>● その他の住宅の自立再建支援<ul style="list-style-type: none"><li>・災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構） 被災した住宅の再建、補修、住宅購入や宅地の補修の資金に対し、住宅金融支援機構が低利の融資を実施しています。</li><li>・地域型復興住宅の普及（宮城県地域型復興住宅推進協議会） 「宮城県地域型復興住宅推進協議会」と連携し、「地域型復興住宅」の普及により、地域産業の活性化を図るとともに、被災者の自立再建を促進しています。</li><li>・みやぎ復興住宅整備推進会議（4回開催） 住宅・まちづくりに携わる関係機関・団体等が、住宅・まちづくりに関する情報交換・共有を図るとともに、県民や全国に対し先進的で魅力あるみやぎの住宅・まちづくりに関する情報を発信しています。</li></ul></li></ul>

## 平成 25 年度末での見込み



## 再生期の取組

### ● 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）

「防災集団移転促進事業」や「土地区画整理事業」等の更なる進展により、住宅再建のための土地が確保されることにより被災者の自宅再建が進み、本支援事業の利用も増加するものと予想されるので、引き続き事業の周知に努め、更なる利用促進を図り、被災者の自立再建を促進します。

### ● その他の住宅の自立再建支援

国や民間等における住宅再建に係る各種の支援事業について、引き続き周知に努めます。

- ・住宅金融支援機構による災害復興住宅融資
- ・県による県産材使用住宅の建設や住宅用太陽光発電設備設置への支援
- ・宮城県地域型復興住宅推進協議会による地域型復興住宅

## 平成 26 年度の取組について

### ● 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）

「防災集団移転促進事業」や「土地区画整理事業」等の更なる進展により、住宅再建のための土地が確保されることにより被災者の自宅再建が進み、本支援事業の利用も増加するものと予想されるので、引き続き事業の周知に努め、更なる利用促進を図り、被災者の自立再建を促進します。

- ・県のホームページ
- ・県政だより
- ・県からのお知らせ（新聞欄）
- ・NHKデータ放送情報欄
- ・各土木事務所、各市町村窓口でのチラシ・手引きの設置
- ・各市町村における広報等への掲載 等々

### ● その他の住宅の自立再建支援

国や民間等における住宅再建に係る各種の支援について、引き続き周知に努め、更なる利用促進を図り、被災者の自立再建を促進します。

- ・住宅金融支援機構による災害復興住宅融資  
被災した住宅の再建、補修、住宅購入や宅地補修の資金に対し、住宅金融支援機構が低利融資を実施するもので、その活用を図り、被災者の自立再建を促進します。
- ・県による県産材使用住宅の建設や住宅用太陽光発電設備設置への支援  
農林水産部による一定以上の県産材を使用し住宅を建設した場合における補助事業や環境生活部による住宅用太陽光発電設備を設置した場合における補助事業など、他部局による被災者の住宅再建に係る事業について、その活用を図り、被災者の自立再建を促進します。
- ・宮城県地域型復興住宅推進協議会による地域型復興住宅  
被災者の自力再建のために、長期利用、将来成長、環境対応、廉価、地域適合及び需要対応の6つのコンセプトを満たす在来木造戸建て住宅を円滑に供給するための生産システムで造る地域型復興住宅を、「宮城県地域型復興住宅推進協議会」と連携して普及を図ることにより、地域産業の活性化と被災者の自立再建を促進します。

## ② 災害公営住宅及び復興住宅の整備に係る市町の支援について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害公営住宅の整備に必要な用地の確保</li> <li>● 市町における建築技術系職員等不足に対する支援が必要</li> </ul>									
平成 25 年度の取り組み									
<p>● 災害公営住宅の整備</p> <p>「宮城県復興住宅計画」に基づき、民間企業、各種団体と連携しながら、平成 27 年度までに、15,000 戸の災害公営住宅を整備します。このうち平成 25 年度（平成 26 年 3 月末時点）までに、10,220 戸の事業に着手しました。事業着手している災害公営住宅のうち、4,745 戸について着工し、1,351 戸について工事が完了しました。</p> <p>県受託分については、平成 25 年度までに、9 市町 26 地区 2,215 戸について事業着手し、5 市町 12 地区 1,018 戸について工事着手しました。</p> <p>このうち、東松島市鳴瀬給食センター跡地地区の 21 戸及び山元町新山下駅周辺地区（第一期・第二期）の 75 戸については、整備が完了しました。</p>									
災害公営住宅の整備状況（平成 26 年 3 月末現在）									
市町名	計画戸数	事業着手	工事着手	工事完了	市町名	計画戸数	事業着手	工事着手	工事完了
仙台市	3,200	2,789	2,237	576	石巻市	4,000	1,977	711	149
塩竈市	380	196	71	31	気仙沼市	2,200	1,883	165	0
名取市	752	92	0	0	多賀城市	532	482	160	0
岩沼市	210	210	44	0	登米市	60	60	60	0
栗原市	15	15	15	15	東松島市	1,010	522	321	254
大崎市	170	170	105	0	亘理町	497	477	350	0
山元町	487	415	91	83	松島町	52	52	0	0
七ヶ浜町	212	212	0	0	利府町	25	25	25	0
大郷町	3	3	3	3	涌谷町	48	48	36	0
美里町	40	40	40	40	女川町	945	228	227	200
南三陸町	770	324	84	0	計	15,608	10,220	4,745	1,351
<p>※計画戸数 15,000 戸に対する進捗率</p> <p>事業着手：68%，工事着手：32%，工事完了：9%</p>									



東松島市鳴瀬給食センター跡地地区（完成）



山元町新山下駅周辺地区第二期（完成）

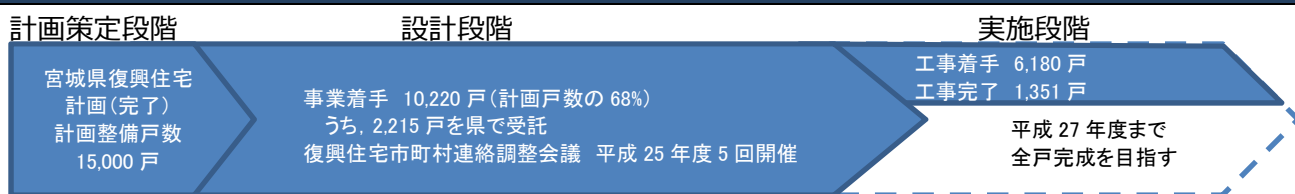
### ●復興住宅市町村連絡調整会議の開催

市町村と県の連携を目的に組織した「復興住宅市町村連絡調整会議」を開催し、災害公営住宅の整備を進めるに当たっての情報共有や各種調整を行いました。（平成 25 年度は 5 回開催）

（主な議題）

- ・被災者意向調査の実施状況について
- ・適正戸数の整備について
- ・入居募集方法及び理手法について
- ・建設部門と福祉部門の連携について
- ・国土交通省直轄調査の活用について

### 平成 25 年度末での見込み



### 再生期の取組

#### ● 災害公営住宅の整備促進

災害公営住宅の平成 27 年度までの全戸完成に向けて、以下の取り組みにより市町を支援します。

- ・地域の実情に応じ、県による設計・建設の受託や U R 都市機構による建設支援、民間事業者を活用した土地建物一体の公募買い取り・借り上げ方式、地域の工務店等で組織する協議会を活用した木造住宅の買い取り方式など、様々な整備手法を用い整備の促進を図ります。
- ・プレキャストコンクリート造など現場での作業量が少なくなる工法の採用について提案するなど工期の短縮を図ります。
- ・入札不調が発生しないよう、適切な発注方法について工夫します。



- **災害公営住宅の適正戸数の整備**

きめ細やかな被災者の住宅再建意向調査に基づく必要整備戸数の的確な把握と、過不足のない適正戸数の整備に向けて市町を支援します。

## 今後の取り組みについて

### 【平成26年度】

- **災害公営住宅の整備**

これまでの取組を一層充実・強化させ、平成27年度までの全戸完成に向けて、災害公営住宅の整備を進めます。

このうち、平成26年度までに、約7,000戸の完成を見込んでいます。

- **市町への支援の強化**

戸数や場所、工程など、整備計画の確定が遅れている市町に対しては、「土木部支援チーム」として、住宅・まちづくり担当が連携しながら重点的に支援を行い、早期の整備計画の確定を図ります。

こうした取り組みにより、夏頃までには、平成27年度全戸完成に向けたすべての工程の確定を目指します。



石巻市吉野町一丁目地区イメージパース



亘理町荒浜地区イメージパース

## (4) 命の道となる防災道路ネットワークの整備

### 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 復興道路に位置づけられた三陸縦貫自動車道をはじめとする沿岸道路ネットワークの強化や東西広域連携軸の強化
- 東北の発展を支える基幹的社会資本整備として、加速的な整備を推進

### 平成 25 年度の取組

#### ● 三陸縦貫自動車道の整備促進について

宮城県道路公社が進めている仙台松島道路の4車線化については、松島海岸 IC～松島北 IC 間の4車線化（VI期事業）が完了し、平成 26 年 3 月 25 日に供用開始しました。

残る松島北 IC～鳴瀬奥松島 IC 間についても、平成 26 年度供用に向けて、工事を進めました。

また、国が整備を進める三陸縦貫自動車道については、平成 27 年度供用を目指し、仙塩道路（仙台港北 IC～利府中 IC 間）や矢本石巻道路（鳴瀬奥松島 IC～石巻北 IC 間）の4車線化事業が進められており、気仙沼・本吉地域の新規区間については、平成 24 年度に引き続き、国から用地取得事務の一部を受託し、県土地開発公社と一体となって、用地取得を進めると共に、早期に全線供用が図られるよう、国と連携を図りながら支援を行いました。

#### ● 仙台都市圏の環状ネットワークの整備推進について

宮城県道路公社が管理する仙台南部道路については、昨年 7 月 1 日に東日本高速道路株式会社へ移管され管理の一元化が実現したほか、仙台北部道路については、富谷 JCT から国道 4 号間(1.7km)の供用により、全線(13.5km)が供用されました。

#### ● みやぎ県北高速幹線道路の整備推進について

復興支援道路であるみやぎ県北高速幹線道路については、平成 25 年度に、Ⅲ期区間（佐沼工区）及びⅣ期区間（築館工区）の事業に着手するとともに、Ⅱ期区間（中田工区）の調査設計及び用地買収を進めました。

#### ● 離島・半島部の災害に強い道路整備の推進について

今回の大震災で長期間にわたり孤立した大島と本土を結ぶ「大島架橋」は、平成 30 年度供用に向けて、平成 25 年 9 月に橋梁本体工事に着手したほか、（仮）二ノ浜 1 号トンネルや（仮）二ノ浜 2 号トンネルなどの整備を推進しました。

#### ● 郡界道路や県際道路等、地域連携を強化する道路整備の推進について

県際道路である国道 347 号については、通年通行に向けて加美町宇津野及び柳瀬地区の道路改良工事を進めるとともに、災害防除工事及び雪崩対策工事に着手しました。

また、国道 398 号（石巻バイパスⅡ期）については、地盤改良や橋梁工事を進めたほか、国道 113 号（蔵本工区）については、平成 25 年度に事業に着手し調査・設計を進めました。

#### 【主な供用箇所】

(主)仙台三本木線 混内山工区	H25. 7. 5 供用開始
(一)大衡仙台線 小野工区	H25. 7.31 供用開始
(主)涌谷津山線 下屋浦工区	H26. 3.29 供用開始



仙台松島道路（松島海岸 IC～松島北 IC）4車線化供用

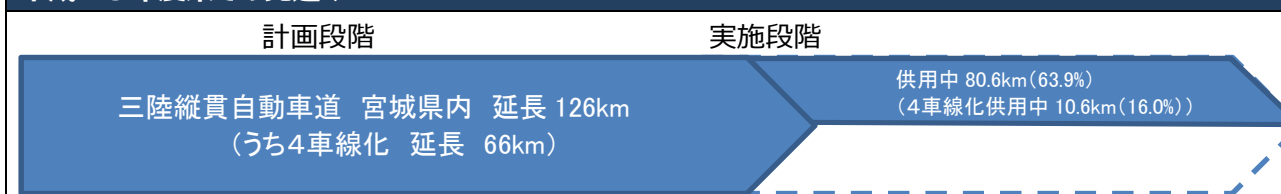


仙台三本木線混内山工区  
開通(大崎市三本木大豆坂地内)



大衡仙台線小野工区開通  
(大和町小野地内)

## 平成 25 年度末での見込み



## 再生期の取組

### ● 復興道路である「三陸縦貫自動車道」などの沿岸縦軸の強化

三陸縦貫自動車道については、国や宮城県道路公社と連携を図りながら、平成 27 年度までに仙台港北 IC～桃生豊里 IC 間の 4 車線化と登米東和 IC～(仮)志津川 IC 間の供用を図るとともに、残る未供用区間の整備を促進していきます。また、常磐自動車道については、平成 26 年度県内全線供用に向けて整備を促進していきます。

### ● 復興支援道路である「みやぎ県北高速幹線道路」などの東西連携軸の強化

みやぎ県北高速幹線道路については、Ⅱ期区間(中田工区)の平成 29 年度供用に向けて、整備を推進するとともに、Ⅲ期区間(佐沼工区)、Ⅳ期区間(築館工区)についても三陸縦貫自動車道の進捗に併せて整備を推進していきます。

### ● 離島・半島部、県際・郡界道路等の着実な整備の推進

大島架橋については、平成 30 年度の供用に向けて架橋本体及び取付道路の整備を推進するほか、国道 347 号については、平成 28 年度通常通行化に向けて整備を推進していきます。また、平成 27 年度開通を目指す(主)古川松山線志田橋及び平成 29 年度開通を目指す国道 398 号(石巻バイパスⅡ期)などについても、鋭意整備を推進していきます。

## 平成 26 年度の取組について

### ● 三陸縦貫自動車道等の整備促進について

国や宮城県道路公社が進める三陸縦貫自動車道については、平成 26 年度供用に向けて、松島北 IC～石巻北 IC 間の 4 車線化を図るほか、残る区間についても、鋭意整備を促進していきます。

三陸自動車道の IC アクセス道路である(一)石巻北インター線及び(主)泉塩釜線(南宮)については、平成 26 年度供用に向けて整備を推進します。

### ● みやぎ県北高速幹線道路の整備推進について

平成 29 年度供用を目指すⅡ期区間(中田工区)については、用地買収及び工事を進めるとともに、平成 25 年度から事業に着手したⅢ期区間(佐沼工区)及びⅣ期区間(築館工区)については、調査設計や用地買収を進めていきます。

### ● 離島・半島部の災害に強い道路整備の推進について

大島架橋については、平成 30 年度供用に向けて、架橋本体工事及び取付道路の整備を推進していきます。また、(主)石巻鮎川線(風越 2)など災害に強い道路整備を推進していきます。

### ● 郡界道路や県際道路等の整備について

国道 398 号(石巻バイパスⅡ期)については、平成 29 年度供用に向けて地盤改良工事や橋梁工事を進めるほか、平成 30 年度供用を目指す(主)岩沼蔵王線については、用地買収を進め、トンネル本体工事に着手します。

また、国道 347 号については、平成 28 年度通常通行化に向けて、加美町宇津野及び柳瀬地区の道路改良工事、災害防除工事や雪崩対策工事を推進するとともに、除融雪体制の構築を図っていきます。

その他の道路についても、安全で安心な道路ネットワークの早期構築に向けて、鋭意事業を推進していきます。

## (5) 物流・交流基盤の強化

### 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 港湾の機能回復や物流機能の拡充のための早急な港湾施設の復旧・整備
- レベル1津波に対応した海岸保全施設の整備

### 平成 25 年度の取組

#### ● 仙台塩釜港湾計画改訂

平成 24 年 10 月に仙台塩釜港、石巻港、松島港の三港統合により誕生した新たな国際拠点港湾仙台塩釜港の長期的な指針となる港湾計画の改訂を行いました。宮城県地方港湾審議会の開催、国の交通政策審議会への諮問を経て、改訂された港湾計画の県告示を行い、三港一体化の一切の手続きが完了しました。改訂された港湾計画では宮城・東北をけん引する中核的国際拠点港湾として東北全体の産業の競争力を高め、地域産業の早期復旧とさらなる発展を目指すこととしており、東北唯一の国際拠点港湾としてのブランド力を最大限に活かしたポートセールス、港湾運営に積極的に取り組んでいきます。



第 35 回宮城県地方港湾審議会

#### ● 港湾の復旧・整備について

平成 23 年に発生した東日本大震災からの復旧について、防潮堤に近接しない港湾施設については概ね平成 25 年度に復旧を完了しました。主要施設の復旧や企業の生産活動の本格再開に伴い、仙台塩釜港における取扱貨物量も震災以前（平成 22 年）の水準まで回復してきています。

また、津波防護レベル（L1）に対応した海岸保全施設（防潮堤）の新規計画については、背後のまちづくりとの調整及び港湾関係者、地域住民との合意形成を推進するとともに詳細設計に着手しており、防潮堤整備の早期完了を図っていきます。

平成 25 年度までの復旧状況は仙台塩釜港仙台港区で約 8 割、塩釜港区で約 2 割、石巻港区で約 4 割の港湾施設の工事が完了しました。

港湾の整備については船舶の大型化への対応や貨物取扱いの利便性向上に向けて仙台塩釜港（仙台港区）高松ふ頭の整備に着手し、コンテナ貨物取扱量の増加に対応するために行っている高砂コンテナターミナルの拡張整備においては、拡張部の暫定供用の早期実現に向けて整備を進めています。

仙台塩釜港（石巻港区）では震災がれき処理の一助として行ってきた廃棄物埋立護岸整備における震災がれきの埋立てが平成 25 年度内に完了しました。



災害復旧完了箇所（仙台塩釜港 雷神護岸）

## 平成 25 年度末での見込み

計画段階	実施段階
被災件数(仙台塩釜港(仙台港区, 塩釜港区, 石巻港区)の港湾施設) 159 件	工事着工件数 116 件(73%)
三港一体化に伴う仙台塩釜港の港湾計画改訂	

## 再生期の取組

### ● 国際拠点港湾仙台塩釜港の機能強化

仙台塩釜港は、東北地方の発展をけん引する国際海上物流拠点として、より一層の防災機能強化と物流機能拡充を図りながら、仙台港区では高砂コンテナターミナル拡張部の暫定供用や新高松ふ頭などの供用に向け整備を推進します。また、石巻港区においては、大型バルク船に対応するため航路及び泊地の浚渫や安全な荷役環境を提供するため西防波堤の早期完成を推進するとともに、南防波堤の更なる延伸整備を促進します。

### ● 港湾利用拡大に向けたポートセールスの強化

港湾利用拡大に向けては、仙台塩釜港の地理的条件等の強みを活かし新規航路の開設、集荷促進、企業誘致を目指すとともに、平成 29 年の年間取扱量（実入り）17 万 6 千 T E U まで増加させるための戦略的なポートセールスを展開します。

## 今後の取組について

### 【平成 26 年度】

#### ● 高砂コンテナターミナルの整備促進について

県が進める高砂コンテナターミナルの拡張については、平成 27 年度の暫定供用を目指し舗装や保安対策のためのフェンスなどの整備を推進します。

#### ● 新高松ふ頭の整備促進について

国と県が進める新高松ふ頭については、平成 28 年度の供用開始に向け水深 14 m 岸壁や背後のふ頭用地造成、航路・泊地の浚渫などの整備を推進します。

#### ● 大型バルク船に対応した整備促進について

増深した日和埠頭岸壁については、平成 27 年度末の供用開始を目指し、大型バルク船対応とするため航路及び泊地浚渫などの整備を推進します。また、西防波堤については平成 26 年度の早期完成、南防波堤については雲雀野地区の港内静穏度の向上に向け整備を進めます。

## (6) 復旧・復興事業の施工確保に向けた取組

### 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 膨大な復旧・復興事業に伴う入札不調の増加  
(入札不調の要因：労務資材単価の高騰，技術者・労働者不足，建設資材の不足等)

### 平成 25 年度の取組

#### 【平成 25 年度】

##### ● 建設資材の確保

- ・建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会の開催  
建設投資の見通し，資材の需給量調査，情報共有，課題の把握と対応策の検討を目的とした「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」の開催により主要資材の供給能力向上が図られました。
- ・県等の公共が関与した生コン仮設プラント設置事業の創設  
気仙沼及び石巻地区で不足する生コンクリート対策として，生コン事業者が県との協定に基づきプラントを建設し，生コンを供給する事業を創設し，事業者と履行協定を締結しました。(平成 25 年 11 月 13 日)
- ・建設資材対策等供給確保のための調査実施・対策計画の策定  
建設資材の需要量及び供給量を把握し，需給バランスの分析結果に基づき，配分計画や輸送経路計画などを策定しました。

##### ● 予定価格の適切な算出

労務や資材など変動に伴う実勢価格に対応し，予定価格を適正に算出する必要があるため工事積算に関して下記の対応を実施しました。

- ・実勢を反映した労務単価の適用（平成 25 年 4 月 1 日，平成 26 年 2 月 1 日適用）
- ・単品スライド条項の運用拡充（平成 25 年 6 月 25 日適用）
- ・被災地で使用する建設機械の損料の補正（平成 25 年 7 月 1 日適用）
- ・被災地で適用する積算基準の設定（平成 25 年 10 月 1 日適用）
- ・労働者宿舍の設置の積算方法等に関する試行（平成 25 年 10 月 23 日適用）
- ・土砂等建設資材を供給元で取引する場合の積算の取扱い運用（平成 25 年 12 月 1 日適用）
- ・復興係数による間接費の補正（平成 26 年 2 月 3 日適用） ※第 3 回復興加速化会議で公表
- ・スライド条項（単品スライド）の手続き簡素化（平成 26 年 2 月 3 日適用）

※第 3 回復興加速化会議で公表

表

##### ● 技術者等の確保

工事で必要となる配置技術者を確保するため既存制度の緩和や新たな制度の創出等下記の対応を実施し，制度の見直しも随時行っています。

- ・配置技術者が他の現場を兼ねる場合の明確化  
手持ち工事の完了が「着手するまでの期間」（60 日以内）であれば応札可能  
(平成 25 年 4 月 1 日施行 5 月 7 日公告から適用)
- ・同一配置技術者の複数入札参加を可能  
複数工事に対し同一の配置技術者届出を可能とし，入札参加機会を拡大  
(平成 25 年 9 月 1 日適用)
- ・主任技術者が兼任可能となる現場間距離を 5 km から 10 km へ拡大  
(平成 25 年 10 月 1 日適用)
- ・現場代理人が兼務可能となる範囲を同一市町村内のみとしていたものを，同一市町村又は 10 km 以内に適用条件を拡大  
(平成 25 年 10 月 11 日適用)

## ● 入札契約制度の簡素化・迅速化

増大する工事への対応として、応札機会の拡大や受発注者の事務手続き軽減のため、既存制度の拡充や緩和、総合評価落札方式の改善など下記の対応を実施しました。

- ・低入札価格調査制度，総合評価落札方式の適用緩和  
1億円未満について最低制限価格制度を適用し，受発注者の事務負担を軽減  
(平成25年4月1日施行5月7日公告から適用)
- ・施工体制事前確認方式(オープンブック)の緩和  
1億円未満の工事について予定下請負に係る部分のみ提出を緩和、工事内訳書の提出は継続  
(平成25年4月1日施行5月7日公告から適用)
- ・価格曲線の見直し  
価格評価点が満点となる入札率を80%から85%に変更、実態に合った入札率を反映、現行の調査基準価格85%との整合  
(平成25年4月1日施行5月7日公告から適用)
- ・施工体制事前確認方式(オープンブック)の緩和  
1億円以上の工事、入札時に入札参加者全員から提出する工事内訳書の下請情報等の記載は不要とする。契約締結後に工事内訳書提出  
(平成25年9月1日施行)
- ・予定公告の公表  
建設工事について，入札公告の前に予告をホームページに掲載  
(平成25年10月1日施行)
- ・WTO対象工事が不調となった場合の参加要件及び入札中止について運用実施  
(平成26年2月3日施行)
- ・大規模災害復旧工事発注見通しの早期公表  
平成26年度発注予定のWTO案件の発注見通しについて、公表の前倒し  
(平成26年2月14日公表)

## ● 発注体制の強化

復旧・復興事業の執行体制を強化するため、発注者支援業務の拡充など下記の対応を実施しました。

- ・地方機関の執行権限の拡大  
復旧・復興工事 3億円未満 → 5億円未満  
復旧・復興工事関連業務 3千万円未満 → 5千万円未満
- ・発注者支援業務の拡充(技術審査支援業務の追加など)(平成25年9月1日施行)
- ・発注者支援業務等に活用するため、設計共同体制度の導入  
(平成26年2月1日施行)
- ・平成26年度発注者支援業務(工事監督、用地補償総合技術)の発注見通しの早期公表  
(平成26年2月14日施行)



第2回復興加速化会議(10月7日)



第3回復興加速化会議(2月1日)

平成25年度末での見込み

応急段階

復旧段階

復興段階

概算契約による  
応急的な工事・  
業務の実施

- ・入札契約制度の特例措置等制度の拡充や緩和の実施。  
特例制度等の運用状況のモニタリング。業界、各公所との意見交換
- ・適正な予定価格算出のための基準改正等

今後も、入札不調の状況や国の施策による制度の改正、拡充等をタイムリーに実施する

## 再生期の取組

各種事業の執行状況や入札不調の状況に応じ、適切な入札制度や予定価格の適正な算出、配置技術者の確保等の改善を継続します。また、これまで実施してきた各種制度の創設や改善の効果、運用状況について検証を行っていき必要な制度の改廃を実施します。

### ● 建設資材の確保

- ・建設資材需要動向調査に基づく最新需給見通しを定期的に公表します。
- ・建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会及び地区連絡会を通じた、各発注機関や関係団体との情報共有、課題の把握と対応策の検討を行います。

### ● 予定価格の適切な算出

- ・国による公共工事設計労務単価の適時改訂を踏まえた早期適用、市場の実勢価格を反映した資材単価の適時改訂を実施します。
- ・地域特性、現場条件を踏まえた施工計画・仮設計画の適正な積算や適切な設計変更の徹底を図ります。

### ● 技術者等の確保

配置技術者の専任要件緩和等については適正な施工体制の確保を基本に改善等を継続します。また、国等の動向に注視し制度の見直し等に随時対応します。

### ● 入札契約制度の簡素化・迅速化

- ・工事発注のピークを迎えることから、既に運用されている緩和措置等の運用状況や効果の検証を行い、より効果的な制度の運用及び改善を図ります。

### ● 発注体制の強化

- ・発注見通しの早期作成を継続します。
- ・施工管理体制の強化や安全管理の徹底により円滑な事業執行体制を構築します。

## 今後の取組について

### 【平成26年度】

#### ● 建設資材の確保

- ・建設資材需要動向調査に基づく最新需給見通しの公表を行います。（四半期ごと）
- ・建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会及び地区連絡会を通じて、各発注機関や関係団体との情報共有を図り、課題の把握と対応策を検討します。
- ・建設資材供給安定計画に基づく対策の実施及び需給量変動等に伴う計画のフォローアップを行います。
- ・公共関与型生コン仮設プラントの確実な稼働と指定工事への円滑な供給を図ります。
- ・盛土材の利用調整体制の整備及びストックヤードの確保に向けた検討を行います。

#### ● 予定価格の適切な算出

- ・実勢を反映した資材単価の随時改訂（主要資材：変動が確認された月ごと）
- ・労務費調査の実施（平成26年10月調査）
- ・国による公共工事設計労務単価の適時改訂を踏まえた早期適用
- ・地域特性、現場条件を踏まえた施工計画・仮設計画及び適正積算と、適切な設計変更の徹底

#### ● 技術者等の確保



---

・緩和措置の運用状況をモニタリングし活用状況が少ない措置については、発注者、受注者双方が適切に活用出来るよう運用が活用された事例の例示を実施します。また、意見交換を行い制度の改廃について検討を行います。

● **入札契約制度の簡素化・迅速化**

- ・建設関連業務の総合評価落札方式の簡易型について設計業務・建築設計業務へ適用拡大  
(平成26年4月1日施行)
- ・建設関連業務の総合評価落札方式について総合評価支援システムの導入  
(平成26年4月1日)
- ・復興JV制度の登録数制限の緩和  
3企業体までとしている復興JVの登録数について緩和を検討。
- ・緩和措置の運用状況のモニタリング及び各緩和措置について発注者及び業界団体との意見交換の実施  
より効果的な改善を行うため、緩和措置運用状況の確認及び意見の収集を実施。

● **発注体制の強化**

- ・発注者支援業務（工事監督支援，用地補償総合技術支援）の担い手を確保するため，発注見通しの早期公表を実施。発注者支援の進行管理やフォローアップを行い，現場のニーズを踏まえ発注者支援業務の拡充を図ります。人材育成については，派遣職員研修，新任班長研修，用地講座，実務研修等を継続するとともに，復旧・復興工事の増大により頻発している建設業法等の法令違反に適切な対処をするため法令遵守講習会を継続的に開催します。
- ・大規模工事の監督体制や工事出来高の向上策等を検討し，施工管理体制の強化を図ります。

## 4. 復興まちづくりプロセスへの宮城モデルの考え方の適用

「災害に強いまちづくり宮城モデル」の考え方を具現化するためには、復旧・復興の各段階で必要な取組を着実に実施していく必要があります。ここでは、復旧期、再生期、発展期の各段階で必要な取組を記載します。

### 復旧期（1～2年目）

#### 【津波対策としての防潮堤や多重防御施設の整備】

● 海岸堤防の高さの考え方については、学識経験者、海岸を所管する省庁と、岩手・宮城・福島県の関係者で構成する「海岸における津波対策検討委員会」において海岸堤防の高さや構造などの検討が行われ、委員会での検討内容を踏まえて、設計津波の水位を決定しています。

検討委員会では、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会での中間取りまとめ「今後の津波防災対策の基本的な考え方について（平成23年6月26日）」の内容を踏まえて設計津波の高さの設定方法について審議されています。

#### 中央防災会議専門調査会

#### 3. 津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方

#### (3) 頻度の高い津波に対する海岸保全施設等による津波対策

- 海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などを考慮すると現実的ではない。
- しかしながら、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、比較的頻度の高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

● 海岸堤防の整備については、用地の新規取得が必要な場合もあり、工事着手までに不測の時間を要することもあることから、部分着手の活用や現場への丁張り設置などにより、復興の姿がイメージできるような「見える復興・見せる復興」を実施しています。

#### 【復興まちづくり事業の推進】

● 三陸地域などの場合は、可住地が限られていることもあり、限られた土地の中で防災に配慮した適正な土地利用への転換が必要となります。新しいまちづくりの計画の立案にあたっては、住民との合意形成を経て、策定されるまでには一定の時間が必要であり、その間、無秩序な建築行為や投機的な土地取引を制限する必要があります。

宮城県では、緊急の措置として建築基準法第84条に基づく建築物の制限を行い、その後に各市町に

---

より被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域を指定し、発災から最長 2 年間、市街地整備改善のための手続きが行われるまで、建築行為に対して許可を受けるよう制限し、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図ることとしています。

●被災直後においては、被災市町は震災対応に追われ、復興まちづくり計画を検討する余裕もなかったことから、県が被災市町の立場に立ち、計画のたたき台を作成し、市町に提示しています。また、その計画のたたき台を基に、その実現のために地元負担を伴わない財政措置を国に働きかけることも行っています。

今回の震災では、防災集団移転促進事業、被災市街地土地区画整理事業の制度拡充が実現しています。

#### 【復興住宅の整備】

●被災から 1 年目は多くの県民が避難所生活を強いられているため、避難者の早急な生活拠点を確保すべく、民間賃貸住宅や公営住宅なども活用しつつ、応急仮設住宅を整備します。

●住宅の復興にあたっては、自力再建への支援と公的住宅の供給促進が主となります。自立再建への支援については、国の取組や施策を活用し、個人の自力再建支援に向けて適切な支援を行います。

#### 【土地評価及び用地取得】

●用地の新規取得にあたっては、膨大な事業用地の取得が見込まれており、計画的かつ効率的に推進するため、権利者調査などを外部委託、早期発注、住所確認事務における住民基本ネットワークシステムの活用、工事設計などにおける用地リスクの軽減などを行っています。

被災市町への支援としては、不動産鑑定評価の一括鑑定とその情報提供、市町職員への研修会の充実、被災市町に対する用地補償に関する相談会などを行い、被災市町への用地職員不足への対応を行っています。

復旧期（2～3 年目）

再生期（3～5 年目）

#### 【津波対策としての防潮堤や多重防御施設の整備】

●海岸堤防の構造にあたっては、学識経験者、海岸を所管する省庁と、岩手・宮城・福島県の関係者で構成する「海岸における津波対策検討委員会」において海岸堤防の高さや構造などの検討が行われ、委員会での検討内容を踏まえて、構造の考え方を決定しています。

具体的には裏法尻部の洗掘防止のため、裏法尻部への保護工の設置及び裏法の緩勾配化を図り、天端保護工、裏法被覆工及び表法被覆工の流出防止、堤体土の吸出防止のため、部材厚の確保や部材間の連結による重量や強度の確保を図り、波返工の倒壊防止のため、設計外力を津波とする海岸堤防等における天端までの盛土、波返工を採用する場合の配筋による補強を図り、「粘り強い構造」とします。

---

● 今回のような大規模な津波災害が発生した場合でも、一次避難に加えて、津波避難タワーなどの避難場所からの二次避難や被災者の救出に使用できるよう、避難路、救出路を整備します。

避難路・救出路の構造は、津波により冠水した場合でも水はけが早く、また、破壊が生じにくいと考えられる高さ2 m以上の盛土構造とします。幅員についても緊急車両がすれ違い可能な車道幅員とし、徒歩による避難者が多いと想定される場所では、歩道も十分な幅員を確保します。今回の震災では、避難した地域や建物について、孤立したとの問題が指摘されたことから、内陸部から避難ビルなどを結ぶ早期通行が可能な道路ネットワークとして整備します。

● 避難路・救出路を設定する場合には、避難困難地域の抽出や避難場所・津波避難ビルなどの検討を行い、避難路を検討します。宮城県の場合は、「津波避難のための施設整備指針」に基づいて検討を行います。

こうした避難計画策定のための基礎資料となる津波浸水予測図については、津波防災地域づくり法に基づき、県が策定し、市町に提供します。法律では津波浸水予測を最悪の条件下で実施するため、復興まちづくりで想定している津波浸水区域と結果が異なります。そのため、公開にあたっては、関係市町と十分調整を図りながら実施します。

#### 【被災教訓の伝承】

● 今回の津波被災の教訓を後世に残すために、「3.11 伝承減災プロジェクト」として津波浸水表示板を設置します。今回の津波の浸水区域や浸水高さを現地に標識などで表示することにより、実物大のハザードマップとして防災意識啓発に活用します。

#### 【復興まちづくり事業の推進】

● 迅速な土地利用再編を行うために、複数の許可手続をワンストップで処理するための復興整備協議会を組織します。復興整備協議会での協議を経たものは、事業に必要な許可があったものとして取り扱います。

● 防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業については、市町が遅滞なく復興交付金の交付が受けられるよう、復興交付金事業計画の作成などについての支援を行います。また、市町の事業が円滑に進むよう、県が①積算や施工管理の民間委託、②設計、補償交渉や工事等の民間一括委託等の実施手法を検討し、逐次、情報提供を行っています。

#### 【復興住宅の整備】

● 災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、災害公営住宅を中心として、良質で低廉な家賃の公的賃貸住宅を供給します。

### 【復旧・復興事業の施工確保に向けた取組】

●復旧・復興工事は過去に例のない規模となることから、適正かつ効率的に執行していくことが求められますが、技術者や労働者や建設資材の不足などにより入札不調の増加が生じています。

建設企業の担い手不足や労務資材の単価高騰、発注者側のマンパワー不足の問題などを関係機関と連携しながら、施工体制を確保していくこととします。具体的には以下の5つの取組があげられます。

①建設資材の確保としては、資材団体等との調整会議を開催し、供給量を確保するほか、生コンクリートについては、気仙沼及び石巻地区において県等の公共が関与した仮設プラントによる供給事業を実施します。

②予定価格の適正な算出としては、実勢を反映した労務単価・資材単価の改訂、単品スライド条項の適用の簡素化、復興係数による間接費の補正など、市場の実勢の反映に努めてまいります。

③技術者等の確保としては、工事発注ロットの大型化、工事の省力化・省人化を図るとともに、工事の端境期対策として年度末の特例的入札を実施します。大規模工事等については平成28年度以降の工期設定を行い、適正な工期の設定により応札環境の改善を行います。

④入札契約制度については、入札機会の拡大のためWTO対象工事の発注見通し早期公表を実施します。また、現場のニーズ把握に努め、建設業団体と意見交換を行いながら、適時・適切な対策を講じていきます。

⑤発注体制の強化としては、発注ロットの拡大による省力化、自治法派遣職員の協力要請の継続、派遣職員、新任職員、用地担当職員の研修の充実を継続するとともに、発注者支援業務の拡充や大規模工事の監督体制の強化を行います。

再生期（5～7年目）

発展期（8～10年目）

### 【震災教訓の伝承】

●震災の被害・教訓を風化させないように、他部局とも連携を図りながら震災経験を踏まえた防災教育、出前講座の充実・見直しを図り、県民などへの津波に対する意識啓発活動を実施します。

また、「3.11伝承・減災プロジェクト」や「みやぎ津波防災月間」における津波防災シンポジウムを開催するなど、県民の減災や防災に対する意識啓発を図ります。沿岸住民と共同して実施した「災害に強いまちづくり」などの検討を踏まえ、ハード整備とあわせた総合的な津波対策を推進します。

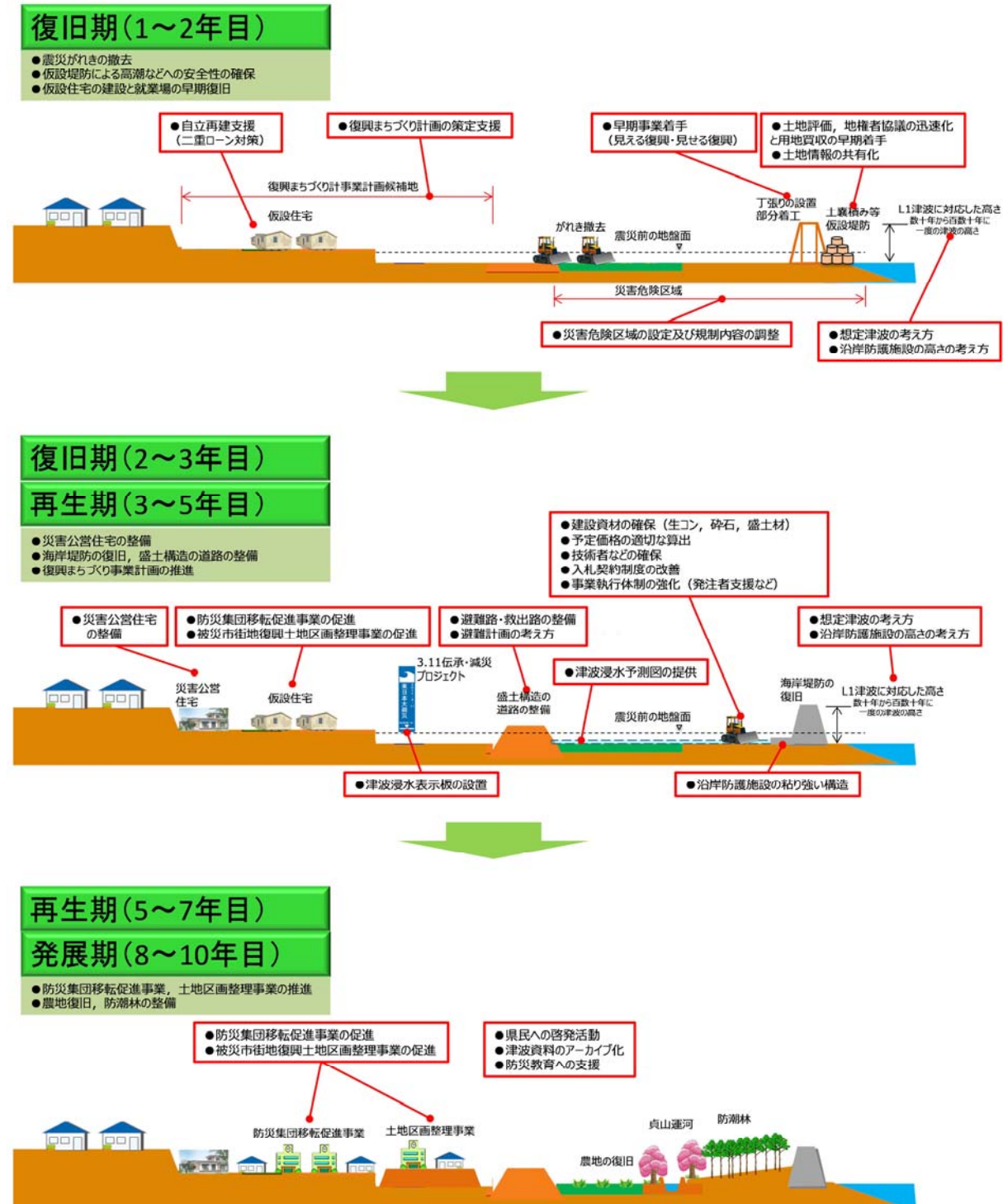
●津波の写真や映像は、県が撮影したもの以外にも民間企業記録したものを含めると、数多くあり貴重な資料となります。膨大な資料を収集し、今後の防災活動などに活用できるよう取りまとめていきます。

### 【復興まちづくり事業の推進】

●防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業については、市町の事業が円滑に進むよう、新市街地の完成を目指し、関連する公共土木施設を概成させ、都市機能のさらなる充実を図ります。

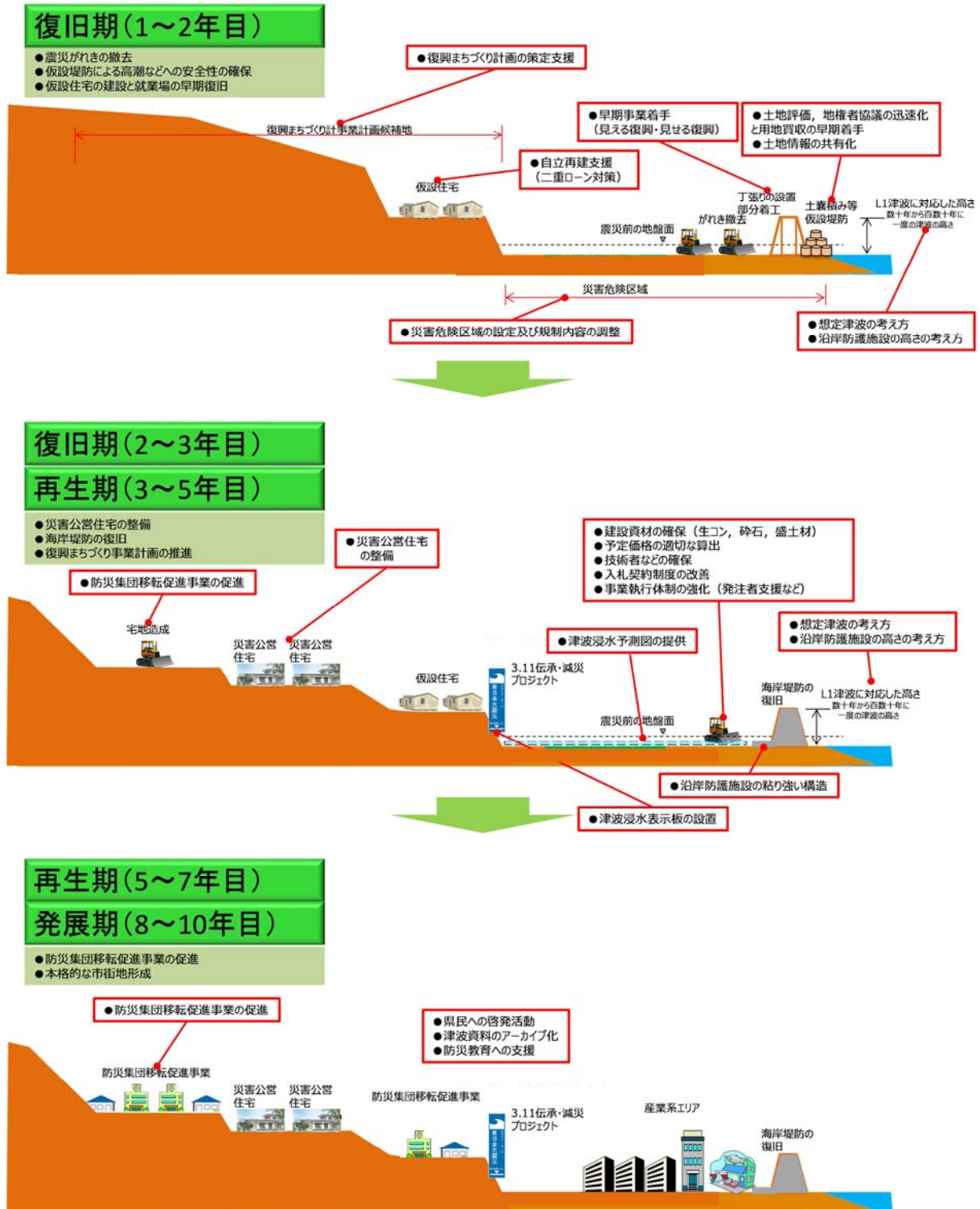
## (1) 仙台湾南部平野のような低平地の場合

復興まちづくり事業の各段階において、「災害に強いまちづくり宮城モデル」の考え方を適用すると以下の図のとおりとなります。復興まちづくり事業の進捗は、各市町の被災状況や事業規模、事業に対する住民の合意形成の状況によって異なりますが、低平地では多重防御による大津波対策、市町へのまちづくり支援及び安全な避難場所と避難経路の確保などにより災害に強いまちづくりを進めていきます。



## (2) 三陸地域などのように高台移転などを伴う場合

復興まちづくり事業の各段階での「災害に強いまちづくり宮城モデル」の考え方を、リアス式海岸を抱える三陸地域で適用すると以下のとおりとなります。急峻な山地が多く低平地が少ないエリアでは、高台移転・職住分離をはじめとし、市町へのまちづくり支援及び安全な避難場所と避難経路の確保などにより災害に強いまちづくりを進めていきます。



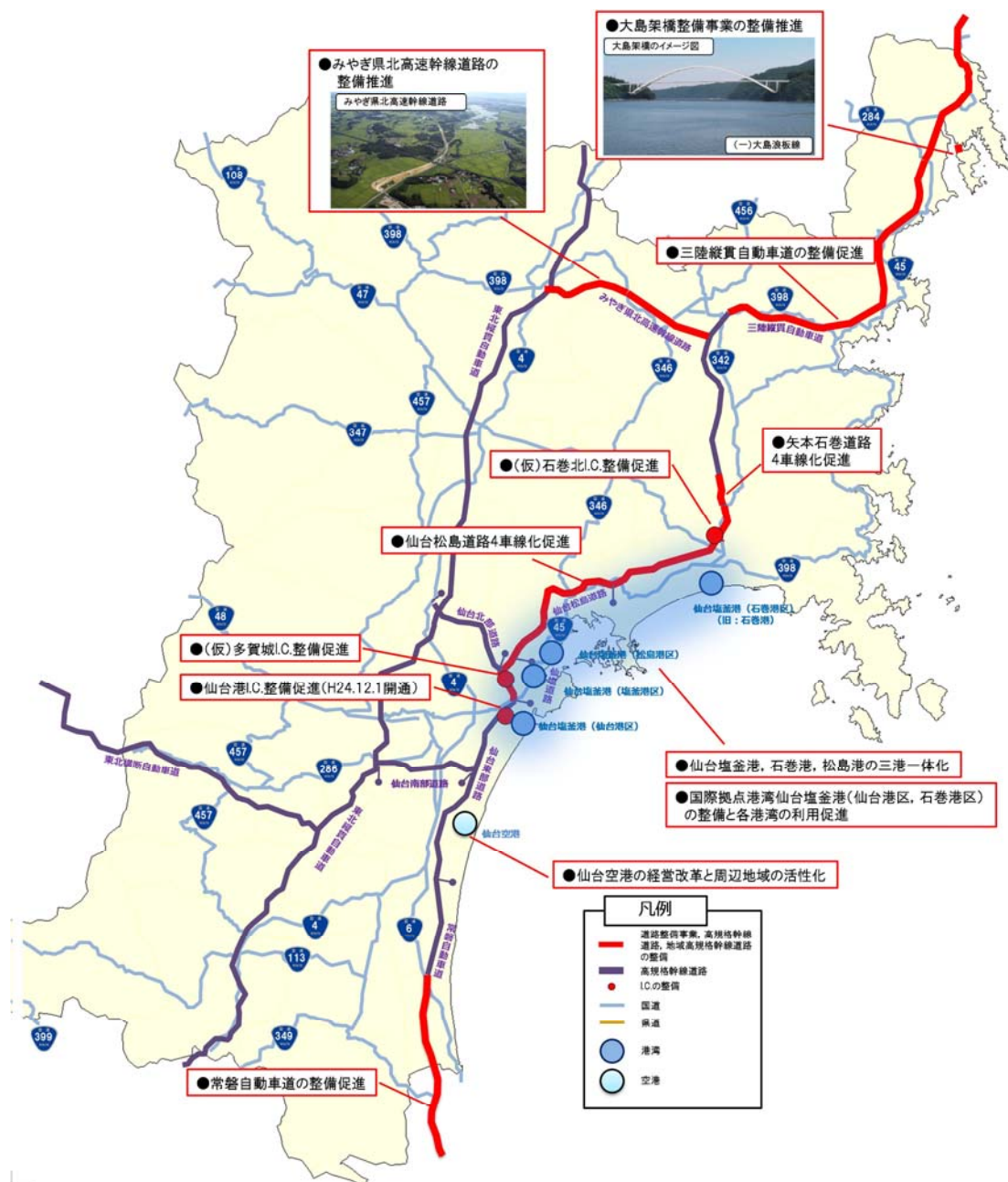
### (3) 東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備への適用

三陸沿岸部から仙台南部平野までを南北に結び、今回の東日本大震災においても救命救急活動や緊急物資輸送等において、「命の道」として重要な役割を果たし、地域振興、地域間交流及び今後の被災地の復興を支える三陸縦貫自動車道や常磐自動車道について、沿岸部の「防災道路」や「復興道路」としての位置づけを明確にし、整備促進を目指していきます。

また、東北地方の物流の大動脈である東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結びみやぎ県北高速幹線道路についても、県土の東西軸の連携強化、内陸部から沿岸部への被災地への復興支援を担う道路として整備を推進していきます。

港湾施設については、仙台塩釜港が東北地方のエネルギー供給拠点、東北を支える国際物流拠点、観光及び離島振興の交流拠点であることから、単なる原形復旧ではなく機能強化を継続し、大水深・耐震岸壁の整備やポートセールスなどを充実させ、物流や観光交流などの社会経済活動がいかなる場合でも停滞することが無いよう、整備を推進していきます。

仙台空港については、救急・救命活動等の拠点機能や緊急物資・人員等の輸送受入機能等を確保するため、国が実施する空港の耐震化を推進すると共に、空港の機能充実と周辺地域の活性化に向け、空港利用の旅客・貨物の需要喚起やエアポートセールスの取組のほか、国が進める空港経営改革の動きに合わせた空港の経営一体化及び民間運営委託を推進していきます。





(空白)

災害に強いまちづくり宮城モデルの構築に向けた取組（平成 25 年度版）

平成 26 年 3 月策定

策定・編集 土木総務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1

TEL:022-211-3108

FAX:022-211-3108

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/14.html>